

令和6年度 基幹型地域包括支援センター事業評価項目

【資料4-3】

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	運営方針等をファイリングして事業所内に整備するとともに年度初めや職員入職時、ミーティング時に確認している。	○	年度当初に全職員で確認し、常に確認できるよう事務室内に保管している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。	3(1)ア	○	事業計画の達成状況を毎月のミーティングで確認している。年間計画、職員担当表により進捗管理も行っている。計画は事業所内に掲示し、いつでも確認できるようにしている。	○	年度初めに職員担当表や年間計画を作成し、毎月のミーティングで計画の進捗確認を行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守している。	3(1)イ	○	条例遵守し業務遂行できている。事務員を配置し、専門職が後方支援に専念できるようにしている。	○	条例に規定する人員基準を遵守している。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組を行っている。	3(1)イ	○	自身の達成目標を立て業務に取り組んでいる。定期的に面談し達成状況の確認や提案を行っている。また六部研修において障がいや生活困窮の支援について相互に学ぶ機会を設け、資質向上に努めている。	○	法人内で実施する虐待や障がい、生活困窮の事業と合同で相互理解の研修を行い、職員の資質向上に取り組んでいる。業務ごとに達成目標を立て、定期的に面談し経験に応じたチェックシートを用いて達成状況を確認している。
	公正・中立性の確保	支援センター職員が業務を進めるにあたり、公正・中立でなければならないことを理解している。	3(1)オ	○	全職員で支援内容を検討し、全センターに偏りのない支援を進めている。	○	ミーティングで情報共有及び支援内容を検討し、全てのセンターに対して公正に支援を行うよう確認している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報の取り扱いは、法人の個人情報保護規程を遵守している。事業所内は施錠とセコム管理を行っている。	○	法人が定める規定を遵守し、個人情報の保護及び管理を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人の苦情解決実施規程に従い、苦情解決担当者等を配置し報告手順を決めている。ヒヤリハットは記録して可視化し、改善策を全職員で検討して再発防止、リスク回避につなげている。	○	法人が定める規定を遵守して適切に対応するとともに、ヒヤリハット事例を記録してファイルで保管している。改善策を全職員で検討し、再発防止に努めている。
全体	事業計画の確認	各支援センターが策定した事業計画の進捗状況を確認できるよう支援し、適宜助言を行っている。		○	事業計画をもとに各支援センターごとに支援計画を立て、進捗や達成状況の確認を継続して実施している。	○	各センターにヒアリングで事業計画の内容を確認し、センターの強みや事業計画の成果を意識した支援計画を作成し、進捗状況を確認しながら支援を行っている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	支援センターが高齢者の自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、高齢者自らが積極的に介護予防への取り組みができるよう支援する。			・新規職員向け介護予防ケアマネジメント研修において、自立支援につなげるプランを作成できるよう、地域資源活用の視点を持つことや利用者の強みにアプローチすることの重要性を意識づけることができた。 ・各支援センターの介護予防手帳の活用状況を共有し、効果的な活用ができるよう支援した。		保健師研究会を開催・運営し、新規職員向け介護予防ケアマネジメント研修の開催を支援している。
	後方支援	各支援センターに自立支援に向けたケアマネジメントの共通理解を促している。	3(2)	◎	・オーラルフレイル予防研修の開催について、講師と綿密な議論をしたことで、講師の思いを伝え、研修目的の達成に向けた開催につながった。結果として、支援センター職員にオーラルフレイル予防の重要性について理解を深めることができた。また参加した歯科衛生士や管理栄養士からは「サロンなど地域への働きかけが大切なこと等、新たな気づきや学びがあった」との声もいただき、良い効果をもたらすことができた。	◎	各センターにアンケートを実施し、オーラルフレイルに関するニーズを把握してオーラルフレイル予防研修を開催した。センター職員がオーラルフレイルの理解や、具体的な支援について学ぶ機会となり、講師として参加した専門職も地域への働きかけの必要性やセンターの地域への関わりや支援について学ぶ機会となり、相互の協力体制も強化し、ニーズに応じた知識と連携体制のどちらも得られる非常に効果的な研修を行った。
	総合調整	各支援センターがケアマネジメントを行う上で確認や共有が必要な事項を市に報告している。	3(2)	◎	・専門職カンファレンスの実施について、支援センターの意見を共有する場を研究会で設け、市へ改善点の提案を行った。今年度から開催方法や内容が変更され実施できている。	○	支援センターの意見を集約し、専門職カンファレンスの対象事例を拡充し、対面とオンラインのハイブリッド方式で開催するよう市と調整を行った。ケアプラン作成の業務負担軽減を提案し、改善策の検討の場をつくっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)		・専門職カンファレンスにおいて、事前に助言担当者と課題や助言内容の検討を行い、適切かつ効果的な助言ができるよう支援した。 ・直プラン数の増大による業務負担の改善が全センターの喫緊の課題であることを市に提言し続け、改善策の提案や検討を行っている。	○	介護予防手帳の効果的な活用を各センターに共有している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	支援センターが世帯全体の複合的な生活課題の相談に応じ、適切な相談機関との連携支援が実践できるよう支援する。		<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な生活課題を抱えるケースの支援については、積極的にカンファレンスや支援会議の提案や実施調整を行い、多機関連携による支援の展開を図った。 ・防災訓練を実施し、円滑な支援体制の整備に努めた。実施にあたり、チェックシートや備蓄品など環境整備を行い、実施後の見直しも行った。 ・認知症初期集中支援チームについては、社協だよりや研修会等で地域住民や多機関への周知啓発を行っている。また専用のメールアドレスを作成し、家族との連絡の利便性を高めた。 		複合的な課題を抱える世帯の支援では、カンファレンス開催の提案や調整を行い、多機関連携の支援に取り組んでいる。	
	後方支援	各支援センターが担当地域の実情に応じたネットワークの構築と見える化できるよう支援を行っている。	3(3)ア	○	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センターが対応したケースについて多職種で事例検討を行い、支援方法についての理解を深めることにより実務に活かすことができた。 ・研究会において、各支援センターのICT活用状況や課題を共有をした。活用し消極的なセンターが取り組みきっかけをつくり、今後の支援につながるようにした。 	○	社会福祉士研究会で事例検討会を企画し、3職種で検討できる機会となり、センター職員の資質向上に努めた。また、高齢者のICT活用や、各センターのICT活用状況の共有を行い、センターのICTを活用したネットワークの見える化を支援している。
	総合調整	包括的な支援体制の構築に向け、支援センターが行っている相談・参加・地域づくりの支援を市や他の福祉機関が理解できるよう取組んでいる。	3(3)ウ	◎	<ul style="list-style-type: none"> 研修会や勉強会(弁護士勉強会、専門職合同研修会、地域共生社会推進研修会等)の実施にあたり、関係機関への参加を呼びかけ、多機関で学び合う機会を提供し、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めた。 	◎	関係機関へ研修会等の参加を広く呼びかけ、センターが行う業務や地域づくりを伝え、相互理解を図った。市が開催する包括的支援体制の人材育成研修会について、企画から実施まで参画し、高齢者支援以外の多職種・多機関が相談支援から地域づくりまで一体的に学ぶ機会とし、市の包括的な支援体制の構築に協働して積極的に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士勉強会の年間計画を作成。現状の生活課題を見据えた内容での実施を検討し、支援センターや多機関が参加しやすく、実践に活かせるようにした。 ・「東海北陸ブロック社協職員研究集会」など外部研修にも積極的に参加。後日、伝達研修を行い、資質向上に努めている。 	○	弁護士勉強会にセンター以外の相談支援従事者も参加できるように調整し、多機関に対して学ぶ機会を創出した。認知症初期集中支援チームでは、専用メールを作成し、認知症当事者の前で相談できないなど家族の状況に応じた連絡体制を構築している。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	支援センターが虐待対応において再発防止の体制強化ができるよう後方支援を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・支援困難ケースや虐待対応には、同行訪問やカンファレンス等、適宜助言や提案を行っている。必要に応じて多機関への相談や調整を行い、支援センターがスムーズに連携が図れるようにしている。 ・虐待対応において発生後から継続的な支援ができるよう支援センターと調整を図り、状況が変化した場合は、その都度協議を重ねている。 ・関係機関が多いケースでは、かすがいねっと連絡帳の活用を提案し、迅速な情報共有や再発防止に努めている。 		支援困難ケースや虐待対応において、同行訪問やカンファレンス開催の提案を行い、必要に応じてかすがいねっと連絡帳の活用などセンターが多機関と連携が図れるよう支援している。	
	後方支援	高齢者虐待及び支援困難事例に対し、各支援センターの支援方針を確認している。	3(4)アウ	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースを全職員が把握し、情報共有や対応について検討を行い、後方支援にあたっている。 ・虐待の発生から終結までを管理できるよう一覧表を作成し、対応に漏れがないよう逐一管理した。 ・課題解決が難しく、支援の長期化や支援センター職員が疲弊してしまうことが危惧されるケースや本人や家族との関係悪化で支援センターによる継続が困難なケースなどについては、直接的な支援を実施している。 ・研究会では、高齢者のICT活用の現状と課題、支援策について学び、身近なICTを支援に活かせるようにした。 	○	全ての事例を一覧表で管理し、情報共有及び検討を行うことで、全職員が各センターの支援方針を確認でき、支援が困難な事例では、一時的に対象者を直接支援し、センターと利用者の関係構築を後方支援している。
	総合調整	虐待の判定及びコア会議開催が効率的に行われるよう、市とセンターの意見を調整している。	3(4)イ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も引き続き虐待対応にかかる支援センターの業務負担軽減に努め、効率的な運用を行っている。対応マニュアルやフローチャートに基づき適切な対応を行い、質が低下しないようにしている。 ・通報内容の緊急性に応じて事実確認の方法やコア会議開催の調整を行っている。事前に市と支援センターの意見をすり合わせて整理し、円滑なコア会議を進めている。 ・書面によるコア会議では、判断根拠や今後の対応方針を明確にし、市と支援センターが共通認識できるよう調整している。 	○	通報内容に応じて、事実確認の方法やコア会議開催の提案・調整を行い、コア会議前でも市と必要な検討を行うことで、円滑に会議を開催できるよう調整している。書面会議では、判断の根拠や今後の方針を明確に文章化し、市とセンターが共通理解をして支援を進めることができるよう調整を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・職種や経験年数を問わず、研究会への参加を広く募ることで、多様な意見を共有できる場を設けた。また弁護士と合同で事例検討し、多角的な視点で捉えることにより援助技術のスキルアップにつなげた。 ・警察への情報提供や協力依頼により連携を図っている。市内のタイムリーな犯罪や消費者被害の情報共有をする機会を持ち、支援センターが防犯に対して、より効果的な情報発信ができるようにした。 	○	弁護士勉強会の年間を通じた研修内容を調整し、弁護士と合同の事例検討では実践的な援助技術のスキルアップの機会となっている。春日井警察を訪問し、春日井市における詐欺被害の実情と被害に遭う恐れが高い自宅環境等の特徴を聴取し、センターが犯罪や消費者被害に関する効果的な情報発信ができるよう取り組んでいる。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				◎○△	具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者支援できる環境を整備する。					
	事業目標	支援センターが居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、地域住民や多機関と連携して適切なケアマネジメントが実施できる体制づくりを支援する。		◎	・居宅介護支援事業所の介護支援専門員、主任介護支援専門員が資格を維持できるよう更新要件に見合った研修計画の立案、実施を各支援センターの主任介護支援専門員と行った。 ・複合的な生活課題を抱えるケースの支援に対して、介護支援専門員が多機関の役割を理解し、連携支援の実践につながる体制づくりを支援した。 ・かすがいねっと連絡帳の活用について、引き続き提案を行い、多機関との効率的な連携体制の促進に努めた。 ・支援センター以外の研修への企画実施や講師等、適宜支援を行っている。	◎	主任ケアマネ研究会を開催・運営し、地域のケアマネジャー及び主任ケアマネジャーの資格更新要件に該当する研修を実施し、ケアマネジャーを支援している。
	後方支援	各支援センターの役割を調整し、介護支援専門員が必要とする研修を計画的に実施できるよう支援している。	3(5)イ	◎	・介護報酬改定に伴い、居宅介護支援事業所に求められる内容に見合った研修実施ができるように支援した。 ・各支援センターが圏域で実施する勉強会や交流会の実施状況を共有する機会をつくり、他の取り組みを参考に実施がしやすくなるよう支援した。 ・研修実施においては、支援センターの主任介護支援専門員の業務負担が増えないよう考慮し、計画的に進めた。会場や内容の調整、講師依頼や打合せ等、随時後方支援を行い、年間計画の予定通り実施することができた。	○	介護報酬改定の内容に合わせた多様化・複雑化する課題の研修を開催できるよう各センターの役割を調整した。各センターのケアマネジャーを対象とする勉強会や交流会を他センターが参考にできるよう実施状況等の共有を図り、効果的な研修実施を支援している。
	総合調整	介護支援専門員が医療機関と連携できるよう、確認が必要な事項を検討し、市に報告している。	3(5)ア	○	・在宅医療・介護サポートセンターの研修実施への助言提案や後方支援を行った。 ・支援センターや居宅介護支援事業所の医療連携における現状や課題を必要時、市に報告している。	○	センターやケアマネジャーの医療連携における現状や課題を在宅医療・介護サポートセンターと共有し、多職種連携研修会の実施に向けて助言及び提案を行い、後方支援を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		・研修への介護支援専門員の参加希望が非常に多いことを踏まえ、「多様化・複雑化する課題対応研修」は2日間の実施とし、希望に応えることができた。「虐待防止の推進研修」と合わせ、延べ152名の出席が得られた。	○	受講しやすいよう研修の開催日数を増やし、多くのケアマネジャーが参加する効果的な研修を企画している。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、支援センターが多機関や地域住民と協働して地域づくりに取り組むことができる体制づくりを行う。		◎	・支援センターの地域ケア会議や地域協議会の開催支援では、地域福祉コーディネーターと事前に方向性や落としどころについて共有し、連携支援している。 ・地域ケア会議で創設された取り組み報告会を開催し、地域住民が支援センターの取り組みを知り、地域づくりの重要性の理解や啓発に努めた。今年度も会場とオンライン開催、また後日配信も行い、より広く効果的に周知ができるようにした。	◎	地域ケア会議報告会では、聴講方法を複数準備し、広く地域住民に対しセンターや地域づくりについての理解促進や啓発を行い、協働して地域づくりを行う体制を推進するよう取り組んでいる。
	後方支援	支援センターが、他のセンターの効果的な地域ケア会議の企画運営を学ぶ機会を設けている。	3(6)	◎	・調整会議や地域ケア会議報告会を通じて、他の支援センターの取り組みを共有する機会を設けている。 ・おおむね3年までの職員を対象として、「地域ケア会議について」の包括職員研修を実施した。基本や開催ポイントの理解だけでなく、日頃の業務で抱える悩みや喜びを共有する場を設け、モチベーションアップにつなげた。参加者アンケートの結果は調整会議でセンター長にも報告している。 ・報告会と地域協議会を同日開催し、支援センターの業務負担軽減および参加者が出席しやすい実施とした。	○	調整会議や地域ケア会議報告会において、他センターの取り組みを共有する機会を設けている。また、ICTを活用した地域ケア会議報告会の開催を通して、地域住民に広く地域づくりの理解を深め、センターの業務負担や参加の負担軽減を図った。 3年目までのセンター職員を対象とした研修を実施し、地域ケア会議について理解を深め、業務で抱える想いを共有する場を設け、センター職員同士の関係づくりの場となった。
	総合調整	支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域が主体となる取組の創設を図るよう調整している。	3(6)	○	・毎月、地域福祉コーディネーターと情報交換を行っている。支援に効果的なミーティングにするため、内容の検討、提案を行った。 ・支援センターと地域福祉コーディネーターの中間的な立場で調整や提案を行い、連携がスムーズにできるようにしている。	○	定期的に地域福祉コーディネーターと情報共有及び検討を行い、ケア会議開催時には地域福祉コーディネーターと事前に検討や情報共有を行い、センターと円滑に連携し、協働して地域が主体となる取組の創設が図れるよう調整を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		全世代への地域包括ケア体制の構築を目指し、研修会や報告会を通じて、多機関への働きかけを積極的に行い、支援センターの地域づくりの取り組みが広がるよう取り組んだ。	○	地域共生社会の実現のため、研修会等を通じて地域包括ケアシステム構築におけるセンターの地域づくりの取り組みを高年齢福祉以外の多機関が参考とできるよう報告等を行っている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター坂下

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度初めの包括内会議や入職時に職員に要綱・運営方針を配布し会議内で確認している。ファイルで保管しいつでも確認できるようにしている。新人職員には入職時に配布・説明している。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	◎	年度初めのセンター内会議で事業計画を職員に配布し、毎月の包括内会議で進捗を確認している。圏域内居宅介護支援事業所と合同でBCP訓練・研修を実施した。BCPについては職員変更や備蓄品など内容を随時変更している。	○	事業計画に合わせて評価項目も確認し、目標を定めて取り組みを決め、月次で進捗を確認している。災害時に備えた計画と訓練を実施している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	職員の産前産後休暇・育児休暇により1か月半一時的に1名基準を満たさないことがあった。	△	条例に規定する人員基準を満たしているが、人員配置評価基準を満たしていない期間があった。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	全職員に対して法人キャリアパスや習熟度にあわせて習得すべき内容や目標を設定したうえで習得方法を示しセンター長との年3回面談を実施している。	○	法人全体で取り組むキャリアパスとより個々の習熟度に応じた人材育成の仕組みとセンター独自の目標設定、センター長の面談により人材育成を行っている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	機関誌を年4回発行し自治会などに回覧を依頼している。公共施設には設置依頼をしている。医療機関には、センターのチラシを配布し掲示や設置を依頼している。	○	機関誌を地縁組織で回覧し、公共施設等にも設置して広くセンターの周知を図り、医療機関に対してセンター周知の協力を依頼している。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	本人、家族が意思決定するために分かりやすい情報を提供し、対象者の状況にあわせ何度かに分けて説明している。業務を委託する場合、本人、家族の意向を確認している。	○	相談者ごとに支援に必要な社会資源のパンフレット等を準備し、利用者の手元に残るよう情報提供を行っている。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	年度初めのセンター内会議や入職時に職員へ個人情報保護マニュアル・チェックリストを配布し確認している。私用と業務用のカバンを使い分け、意図しない個人情報の持ち出しを防止している。個人情報を含む書類やPCは鍵のかかる書庫にて保管している。	○	個人情報保護マニュアルを整備し、チェックリストにより管理を行い、施錠して情報を保管して適切に行っている。
苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情受付責任者を定め対応するようにしている。苦情を受け付けた際は、苦情受付簿に記録を残し速やかに対応を検討し解決にあたるとともに苦情に至った原因を考察し次につなげている。	○	苦情受付責任者をセンター長と定め、苦情内容等を記録し、改善策を検討するよう適切な体制としている。	
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。利用者自身の意欲を引き出し高まるような働きかけや自立と自己管理に向けた適切な支援の実施に努める			春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルを職員に配付し各自で確認している。また、プラン作成時などで疑問が生じた場合は再度マニュアルを確認している。利用者自ら行う介護予防の取り組みや、家族の協力を得て行う取り組みなどをプランに記載するなど自立支援型のプランを作成しモニタリング時に達成状況を確認している。		支援計画により利用者とその家族の取り組みも含めた自立支援を図っている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 5 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.0 % (57 人 / 5704 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 9 件 ケアマネジメントC請求件数 5 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	◎	センター職員全員で全ての新規プラン原案を回覧し、助言や疑問を記入したうえでケアプランチェックの時間を設け支援方針や目標設定などを検討しプランを修正し検討内容は記録、疾患別分類しファイルで保管することで類似のプラン作成時のアセスメントや課題を整理する際に役立っている。また新規ケアプランチェックの課題分析を基に要支援状態になった要因を抽出している。	○	作成したケアプランを疾患別に分類し、同一の既往のケアプラン作成時に参照することで、既往に応じた再発予防、重度化予防をセンター内で統一的に取り組めるよう行っている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名)福祉の里春日井篠木 たちばな居宅介護支援 ケアプランセンターくみ ケアプラン絆 ケアプランセンター結 [占有率 10%] 介護予防支援 (第1位の事業所名)ケアプランセンター結 [占有率23.5 %]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	担当者会議前に原案を確認し、必要があれば介護支援専門員と意見交換や担当者会議に出席している。実績報告書にてモニタリング状況を確認。必要に応じてケアマネジャーへ連絡し状況の確認や助言をおこなっている。	○	ケアプラン原案作成時や毎月の実績報告時のモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーと直接連絡をとり、意見交換や担当者会議へ出席している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	新規ケアプランチェックの課題分析を基に要支援状態になった要因を抽出している。ケアプランチェックで集計したデータを出前講座や機関誌などの場面で介護予防の取り組みの普及啓発に活用している。	○	担当地域内における要支援状態の原因を集計し、原因を予防するよう地域で出張講座や機関誌で周知啓発を行うことで、要支援状態を予防する効果的な取り組みとなっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施しながら関係機関等とネットワークを構築と活用し、支援を必要とする高齢者の把握や社会資源などの把握に努める。		地区の民生委員児童委員協議会に毎月参加し、センターの周知や情報提供をしている。 年3回高齢者支援活動連絡会を開催し、民生委員が高齢者支援に必要な知識が習得できるように研修を実施している。民生委員から実際の活動で研修会で学んだことが役立っているなど反響がある。		地区民生委員児童委員協議会で定期的に担当地域内の具体的な社会資源を紹介しながら勉強会を行うことで、民生委員児童委員の相談対応力の向上に取り組み、正確な情報収集とセンターへのつなぎのネットワークを構築している。	
	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ	31.0 %	相談数 1767 / 高齢者数 5704		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	圏域内を中心とした関係機関の一覧表を更新し必要に応じて一覧表を使用し情報提供をしている。一人ずつ必要な関係機関が把握できるように資料を保管できる封筒を新たに作成し面談時に配布している。	○	障がい者支援の福祉施設や地域の店舗等、地域の高齢者の見守りをする機関を一覧としてセンター内でまとめている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	他制度を利用されている家族がいる、複合的な生活課題をかかえる世帯に対して世帯として支援がスムーズにすすむように必要に応じて多機関と連携している。	○	県の障害児医療施設が担当地区内にあり、同一世帯に障がい者のある世帯が多いため、障がいの支援者と連携して支援している。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		インターネットで簡単に相談フォームにアクセスできるようにQRコードを作成しセンターのチラシに掲載した。	○	市の相談フォームにつながるQRコードをチラシに掲載し、常に相談を受付できるよう取り組んでいる。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が地域安心して暮らすため普段から権利擁護の意識を持ち関係機関の中心となり、高齢者の権利が守られる支援を実施する。		高齢者虐待対応マニュアルを確認し基幹包括に相談し事実確認や帳票の作成をしている。コア会議後に計画内容について必要があれば、ケアマネジャーやサービス事業所や医療機関と情報共有し連携し対応している。		高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応するとともに、必要に応じてケアマネジャー等関係機関と情報共有及び連携し支援している。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	◎	コア会議における虐待発生要因をもとに再発防止のための視点をケースごとに設定し毎月確認をしている。	◎	虐待通報受理一覧の項目に再発防止の視点を追加し、進捗管理の際に再発防止について確認できるよう取り組んでいる。 ケアマネジャーが介護者自身の声を聞く機会を設け、養護者支援の視点や介護負担や悩みを相談しやすいようケアマネジャーの資質向上に取組み、虐待防止に非常に効果的な取り組みを行っている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	地区の民生委員児童委員協議会(高齢者支援活動連絡会)にて権利擁護センターに成年後見制度などについて研修を依頼し周知・啓発活動をおこなった。	○	民生委員児童委員の要望や必要性をセンターが調整し、高齢者・障がい者権利擁護センターの出前講座の実施を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	愛知県警察本部地域安全対策ニュース・春日井市安心安全情報に登録し情報を収集し必要な情報をかすがいねっと連絡帳を活用し、包括からは月に1度以上は圏域内の居宅全てに提供するとともに圏域内居宅からも情報発信ができる場として活用している。	○	かすがいねっと連絡帳を活用することで、遅滞なく情報提供を行うことができ、ケアマネジャーが消費者被害を防止する取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		圏域内と協同しケアマネジャー高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書の統計を参考に虐待防止研修を実施した。その中で社士研作成のチェック表活用の提案や介護者本人の話を聞く機会を作り介護者支援の理解を深めた。またケアマネジャーや包括支援センター職員が虐待をしないためスピーチロックなどについて学んだ。	○	ケアマネジャーやセンター職員自身が虐待を行わないよう学ぶ場を作り、虐待防止に取り組んでいる。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関や地域住民と連携して利用者を支援できる環境を整備する			ケアマネジャーがインフォーマルサービスを計画書に位置付けられるように、サロンや介護者交流会の情報提供や同行訪問をおこなった。		ケアマネジャーからの相談に応じてインフォーマルサービスの紹介や介護者交流会に家族をつなぐ支援などを行っている。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	◎	圏域内の介護支援専門員が地域住民や地域の関係機関等と連携しより良い支援ができるように、地域協議会に参加していただきグループワークで地域の現状や課題を一緒に考える機会を設けた。	○	高齢者だけでなく、多世代の支援者や地域活動者の声を聞く機会を作り、地域資源の現状を知ることで、ケアマネジャーと地域の連携を支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	◎	圏域内の居宅介護支援事業所と3か月に1回研修会を実施した(BCP訓練・感染症研修・虐待研修)。研修の企画・組み立てや講師としてケアマネジャーが主体的に関わるように協働で実施した。	○	主任ケアマネジャーの資格更新要件や特定事業所加算の要件を踏まえた取り組みにより、主任ケアマネジャーと協働するよう行っている。BCP訓練は地域の災害予測などに応じた内容で行うことができている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		かすがいねっと連絡帳・zoomを活用し研修企画の打ち合わせ、委員会活動をおこないケアマネジャーの業務負担の軽減をおこないながら主任介護支援専門員更新要件や特定事業所加算算定要件が満たすように支援した。	○	地域のケアマネジャー、居宅介護支援事業所の体制を維持できるよう支援している。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域特性に応じ地域福祉コーディネーターと連携し地域の課題を地域住民や地域活動を行う者と共有し、地域の状況にあわせ課題解決への取り組みを進める			地域ケア会議へ幅広い住民との意見交換や課題を聞く機会と捉え、自治会の回覧板を通じ開催、参加を呼びかけ想定を大きく上回る参加者が集まった。		地域ケア会議への参加募集を回覧板を活用して実施したことにより多くの参加者を募ることができた。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 6回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	◎	地域ケア会議参加への呼びかけと会議で話し合ったことや決まった事などを自治会の協力を得て全戸に回覧し課題を共有し取り組み創設をすすめている。	○	宅地開発され地縁組織も少ない環境で地域づくりの検討を進めるため、自治会を通じて参加者募集や経過報告など時間をかけながら丁寧に行うことで、住民が我が事として主体的に参加するよう、地域特性に応じた地域づくりに取り組んでいる。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	今までの地域協議会と違い、従来からの参加者である区長、町内会長、民生委員などの各地域の代表者の方々に加え、初めて学校関係、障がい関係、警察、ケアマネジャーなど様々な世代、分野の関係者に参加していただき、テーマも「地域共生社会の推進」とし、広く地域の課題を話し合った。	○	学校関係者や障がい関係などの新たな参加者に対し、参加者に応じた課題を取り入れた依頼をすることで、参加者が主体的に参加する取組みとなっている。また、地域単位でグループワークを行うことで共通の話題が多くなるよう工夫し、地域特性を理解したセンター職員がファシリテーションすることで、初めての参加者も意見を出しやすいよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域協議会では小中学校、警察、障がい関係、民生委員児童委員、ケアマネジャーなど地域の中の多世代、多様な関係者が参加しグループワークをすることで今までにはない課題解決の視点などがだされた。	◎	多様な参加者とする事で地域の強みを多く出し合うことができ、子どもの課題と社会参加、高齢者の課題と社会参加のマッチングもでき、担当地域内の地域共生を推進する会議となっている。

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

※市記入欄

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター高森台・石尾台

	評価項目	評価内容	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。	○	実施要綱・運営方針等を各自に配付し、内容確認等を行っている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう整備するとともに、毎月のセンター内会議で改めて内容を確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	○	毎月の包括会議で進捗状況を確認している。BCPについては年度初めに見直し、訓練を実施している(11/26午後予定)	○	月単位の予定表を作成しセンター内会議で進捗状況を確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	○	人員配置基準および三職種配置を満たしている。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	○	年度末に作成した研修計画を基に研修を実施する。	○	事前に研修計画を作成し、センター内研修では、三職種の特性を活かして職員で講師を担っている。外部研修にも積極的に参加し、職員の人材育成に取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	○	年2回の地域への配布や公式LINE配信や地域団体の集まりの場に参加した際に配布している。	○	地域の集まりに出向きセンター便りを配布するとともに、医療機関や商店等に便りの設置及び配布を依頼している。また、公式LINEを活用し、センターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	○	ハートページを活用し自己決定できるよう複数情報を提供している。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	○	法人の規定等に則り管理し、書類等は施錠できる場所にて保管している。	○	法人が定める規定を遵守し適切に個人情報の保護及び管理を行っている。職員には年度当初に個人情報に関する研修を行い、中途採用者にはその都度研修を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	○	法人内での苦情対応内容の共有や、実際の対応事例を通じて、意見交換を行い、各自が自分事として捉え対応できる機会を確保した。	○	苦情を受け付けた際は法人内で苦情内容や対応方法を共有し、適切に対応するとともに、全職員に回覧し、センター内の勉強会で意見交換を行い、改善を図っている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。				
	事業目標	本人の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。		包括会議時にて、ケアマネジメントについての勉強会を実施し、高齢者の理解を深める機会を確保している。(オーラルフレイル・地域ケア会議・地域福祉コーディネーターの活用等)		介護予防ケアマネジメントのうち、重点的に取り組む内容を定め、支援の質の向上に取り組んでいる。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 0.62 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 42 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 12 件		第1号介護予防支援利用割合 0.9 % (86 人 / 9182 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 23 件 ケアマネジメントC請求件数 11 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	○	多職種の意見交換後、特色のあるケアプランを項目別にまとめている。	○	ケアプランは三職種で検討し、全職員に回覧している。また、インフォーマルサービスや短期集中サービス等本人からの利用希望の少ないサービスにより分類をすることで、適切な支援の参考とできる効果的な取り組みとなっている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。		第1号介護予防支援 介護支援センターグレイスフル春日井 ※1件中1件 (第1位の事業所名) [占有率 100 %] 介護予防支援 コープあい福祉サービス春日井ファミリーケアプランセンター高蔵寺 (第1位の事業所名) [占有率 10 %]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	○	毎月の実績報告から実施状況を、「不調」の際は状況確認し、実施に向け計画の修正含め提案を行っている。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項			職員の資質向上のためチェックリストで口腔機能に該当した利用者に対するアプローチや声掛けなど、具体的な対応について勉強会を開催した。	○	オーラルフレイル予防を重点的な取組とし、基本チェックリストで口腔機能低下がみられる利用者への対応方法について勉強会を開催し知識の向上を図ることで、ケアマネジメント全般の質的向上につながる取り組みとなっている。	

評価項目	評価内容	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
総合相談支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。				
	事業目標	多機関・地域のネットワークやICTを活かした総合相談を実施する。	地域の集まり等に参加する中で、地域関係者の地域包括の理解を深め、地域の総合相談窓口としての周知啓発に努めた。また公式LINE配信を通じて、身近な相談機関として周知に努めた。	LINE配信と合わせ、地域活動の場所に顔を見せることで安心感を与えるよう多様な周知活動に取り組んでいる。		
	数値目標	相談割合 計画 58 %	28.8 % (相談数 2643 / 高齢者数 9182)			
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	○	地域拠点に配布しているセンターのチラシに支援マップを掲載することで、関係機関から情報提供できる体制を整えた。	○	センター便りにみまもりマップを掲載することで、高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりが見える化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	○	多機関と同行訪問し、互いの業務理解を深め、情報共有や相談内容に応じて役割分担を行っている。	○	複合的な課題があった際には、カンファレンスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		地域の意見を踏まえ出張相談会を開催し、相談会の周知にあたり地域のネットワークを活用し周知範囲を拡げた。	○	地域内の公共施設内で定期的に出張相談会を行い、相談機会の拡充に取り組み、センター便りの配布協力機関や地域の高齢者サロンを活用して相談会の周知を図っている。		
権利擁護業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。				
	事業目標	高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利が護られる支援を実施する。	通報があれば速やかに基幹型地域包括や市役所・関係機関等と連携を図り、高齢者の権利を護る対応を行った。虐待に関する研修に参加し、研修での学びを包括会議で共有し次回からの虐待対応に活かしている。	虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利と安全を擁護するよう適切に取り組んでいる。		
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	○	毎月のセンター内会議で一覧表を基に確認し、ケアマネ等との連絡の中で情報収集し、早期発見等に繋げている。	○	最終後も継続的に状況確認できるよう一覧表で管理し、再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーとは情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	○	権利擁護センターの活動内容等を確認し、包括独自に行う出張相談会の中で周知・啓発する場を設けた。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	○	LINEアプリを活用した配信を通じて、県警察等からの消費者被害防止についての情報提供を行っている。協議会で周知することで、賛同者を増やし登録数を増やしている。	○	公式LINEを活用することで消費者被害に関する情報をタイムリーに発信できる効果的な取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		成年後見制度等権利が守られるよう職員の学ぶ場を確保した。	○	積極的に研修に参加し、センター内で伝達研修を実施して権利擁護に係る資質向上に取り組んでいる。	

評価項目	評価内容	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。				
	事業目標		ケアマネジャーが地域関係者と意見交換をできる場を設け、新たな支援体制づくり・ネットワーク構築できる場を設けた。(11/7実施予定)		ケアマネジャーが抱える課題を把握し、必要な研修や連携の機会をつくっている。	
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	○	かすがいねっと連絡帳・ラインワークス等のICTを通じて、地域資源に関する情報提供を行った。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員の意見交換会において、共通で話がしやすい認知症をテーマに検討を行うことで、話し合いの中でお互いの役割や視点を理解できる取り組みとなっている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	○	地区の主任介護支援専門員の事例を通じて、ケアマネジャーの実践的な対応等について学ぶ場を設けた。	○	研修テーマに対する課題把握を地域の主任ケアマネジャーが集約し、事例提供も行き、福祉サービスや警察との連携を学ぶ研修を協働して実施している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項			意見交換会前に、ケアマネジャーの意見聴取を図り、現状の問題や疑問等を確認・共有することで、より知りたい情報等を知ることのできる環境を整えた。	○	ケアマネジャーが抱える課題や困りごとを予め丁寧に把握したうえで研修企画を行っている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。				
	事業目標	地域関係者が主体的に生活課題解決を図れるよう地域ケア会議を運営し、地域関係者が主体的に取組める活動の創設を図る。		参加者である介護者自身が住む地域にて、地域実情に合わせた介護者交流会を開催した。		取組み創設のきっかけとなった家族介護者の住む地域を中心に圏域内で複数の家族介護者交流会を創設したが、担い手や運営方法等、各開催地域の実情にあわせて実施できるよう支援した。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 6回 地域協議会開催回数 計画 2回		地域ケア個別会議開催回数 4回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	○	会議参加者の意見を書面にまとめ配布している。前向きな意見の上がった参加者に連絡を取り、今後の進め方について提案・共有している。	○	会議後は意見を書面にまとめ配付し、参加者と内容と方向性について共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	○	協議会時での意見交換やアンケートの意見集約内容を参加者に報告することで、意見表明できる場を設けている。	○	グループワークの方式でセンター職員がファシリテーションすることで参加者が発言しやすい環境とし、アンケートでも再度意見する機会をつくり、意見表明の機会創出に取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項			地域のサービス事業所の専門性等を活かし、地域活動への参加を促し、地域での顔の見える関係に取り組んだ。	○	地域ケア会議にサービス事業所の専門性を活かした参加機会をつくり、地域のサービス事業所が地域住民と繋がる機会とし、事業者と住民が協働して地域づくりを行う効果的な取り組みになっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項	3
------	---

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター藤山台・岩成台

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度始めに写しを職員全員に配布し、ミーティングで内容を確認している。職員の入職時はオリエンテーションを活用し伝えている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	作成後は全職員に配布し、担当を決め役割分担し、ミーティングを利用して進捗状況を確認している。BCPIについては今年中に訓練を実施予定。内容については必要に応じて見直しをしている。	○	予定できる業務は担当を決め年間予定を立て、ミーティングで進捗管理している。非常災害に備え、訓練の実施及び見直しをする予定である。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	主任介護支援専門員の常勤が配置できておらず、10月末に主任介護支援専門員が退職となったため三職種の配置ができていない。	△	条例に規定する人員基準を満たしていない期間があった。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組を行っている。	3(1)ウ	○	法人での研修や外部研修に積極的に参加し、参加後は研修内容を職員で共有している。また、ルーブリック評価を導入し、職員が各項目についてどれだけ理解できているか確認している。職員同士でロールプレイを実施することでお互いに気づきを得ることで自己研鑽に努めている。	○	法人の研修や外部研修に参加し、研修内容を全職員に共有している。また、申請等の手続きごとにルーブリック評価表を作成し、新規職員が自身で見直しや振り返りができるようにしている。職員同士でロールプレイを行うことで、互いに気付けられる取組となっている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	包括だよりを年4回発行し近隣の医療機関や薬局、商店などに配布し、設置依頼をしている。グループふじとうニュースにおいても包括の活動や情報を掲載し周知、啓発活動をしている。また、民生委員協議会や地域の集まりに直接出向き、包括の役割や活動について周知を行っている。	○	センター便りを医療機関や店舗等に配付及び設置依頼をしている。民生委員児童委員や地域の集まりに出向きセンターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	本人の意思で決めやすいように、本人の理解力に合わせて資料等を使用し説明している。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	机、キャビネットは施錠ができる上、事務所についても不在の場合はセコムをセットし防犯と個人情報の管理には注意をしている。	○	法人の個人情報マニュアルに従って適切に管理・保管を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情受付責任者を設置し、苦情発生時の対応ができるようにしている。また、苦情が発生した場合については、市と法人に報告し、発生原因や今後の改善策を検討するようにしている。	○	苦情受付責任者をセンター長とし、法人作成の様式に基づいて内容の記録や改善策の検討を行っている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者が意欲的に介護予防に取り組み自立に向けた介護予防マネジメントを実施する。			多職種が専門的な視点で助言、意見交換を行い、本人の能力や生活状況にあった計画書の作成を心掛けている。また卒業後に案内ができそうな資源についても同時に提案するように心掛けている。		支援の過程で利用が可能となりそうな高齢者サロン等も社会資源一覧を活用して提案している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 12 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 6 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.2 % (82 人 / 6799 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 24 件 ケアマネジメントC請求件数 10 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	検討した計画書は介護予防支援と介護予防マネジメント、Cプランで分けて事務所内でファイル保管しどの職員でも閲覧できるようにしている。	○	サービス利用検討時に、経験の少ない職員が参考にできるよう、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントCにケアプランを分類し、事務所内で保管している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 介護相談三々五々 介護相談の部屋 ラプロ (第1位の事業所名) [占有率 25%] 介護予防支援 雪月花・シンシア犬山・ゆうゆう居宅 (第1位の事業所名) [占有率 9%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月の実績報告時にモニタリング状況と利用上の確認を行い、必要に応じて助言や同行訪問をするようにしている。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)					

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関と顔の見える連携を実施しネットワークを構築する。また、社会資源や地域ニーズの把握を総合的に実施する。		医療機関や薬局、商店へ年4回包括だよりを配布し、地域で困りごとを抱えていたり、気になる高齢者の情報、発見などの情報共有を行い、ニーズ把握を行っている。		センター便りの定期的な配付にあわせ、情報共有することで見守り体制が維持されるよう取り組んでいる。	
	数値目標	相談割合 計画 15 %	3(3)ウ	19.3 %	相談数 1309 / 高齢者数 6799		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	「支援者つながりBook」を見直し更新を進めている。また、昨年医療機関向けに作成した相談シートの運用方法について、効果的な活用方法を検討している。	○	高齢者やその家族が日常的に通い、相談シートを設置する診療所等を一覧として見える化し、相談シートにより情報提供がされる体制を構築している。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	アセスメント状況に応じて、高齢者以外に関わりが必要な世帯については、他機関や重層の相談員に繋げ、カンファレンスを開催するなど多機関で連携して支援を行っている。	○	複合的な課題があった際には、カンファレンスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)				
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の権利を尊重するための権利擁護業務を果たす。		高齢者虐待マニュアルは事務所と各自が保管し、個々で確認ができるようにしている。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用が必要な時は権利擁護センターと連携し支援をしている。		虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利と安全を擁護するよう適切に取り組んでいる。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待ケースをケースごとに管理し、終結後についても後追いができるように継続的に管理し、再発防止に努めている。	○	虐待の発見機能を高めるため、ケアマネジャー向けの出前講座、勉強会を開催している。また終結後も継続的に状況確認できるよう一覧表で管理し、再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーとは情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	後見制度の周知啓発を行い、必要に応じて権利擁護センターに繋ぎ連携して対応をしている。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	生活安全ニュースを事務所の掲示板に掲示したり、出前講座で配布したりしている。また、かすがいねっと連絡帳で地域のケアマネジャーに情報発信し、包括だよりやグルッポふじとうニュースに掲載するなどして地域住民に啓発している。	○	出前講座開催時やセンター便りで地域住民に啓発を行うほか、かすがいねっと連絡帳を活用することで消費者被害に関する情報をケアマネジャー等関係者にタイムリーに発信することができ、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)				

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	◎○△	評価内容	
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が抱えるニーズを把握するとともに、それらを解決するために必要な体制づくりを行う。		介護支援専門員の抱えるニーズや課題を把握し、圏域内を中心とした介護支援事業所やサービス事業所向けの交流会や勉強会を開催することで、顔の見える関係構築に努めている。		ケアマネジャーが担当している個別ケースを通して課題やニーズを把握し、居宅介護支援事業所及びサービス事業所向けの交流会や勉強会を開催している。	
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	9/25に地域の介護支援専門員とサービス事業所に向けた高齢者虐待の勉強会を開催した。R7.1には精神疾患の対応、R7.2にはアンガーマネジメントの交流会・勉強会を開催予定。	○	ケアマネジャーが民生委員児童委員やサービス事業所を知ることができるよう顔写真や事業所チラシを掲載した「支援者つながりBOOK」を作成し配付し、多様な関係機関と連携できるよう支援している。 精神疾患やアンガーマネジメントに関する勉強会の開催を予定し、医療機関の相談員や保健所とケアマネジャーの顔の見える関係づくりの構築を支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	○	ケアマネ交流会での事例提供とグループワークなどでのファシリテーションの役割を主任介護支援専門員に担っていただき勉強会を進めることができた。	○	地域の主任ケアマネジャーに事例提供やファシリテーションを依頼し、主任ケアマネジャーと協働してケアマネジャー交流会及び勉強会を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)				
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域の課題やニーズを把握し、地域住民が主体となり課題解決が図れるように地域ケア会議を開催し、地域に必要な資源の創設を目指す。		現在活動されているサロンから課題を抽出し、その課題に対してサロンメンバーとコーディネーターと協力し課題解決に向けた新たな取組について話し合いを行うことができた。また、別の新たな取組についても地域住民からの相談を通じて話し合いを行うことができた。		活動中のサロンから課題を把握し、地域福祉コーディネーターと連携して課題解決に向けて新たな取組を創設した。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 3回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 4回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	会議の開催目的やテーマ、内容について参加前に案内し、集まる目的を明確にして開催をしている。話合った内容については議事録にて報告し共有している。	○	事前に参加者に検討事項を説明し、会議後は議事録を送付して内容や今後の開催予定の共有を行っている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	会議の中で、多くの方と話しができる環境を作ることを心掛けてグループワークを行ったり、多くの方に発言いただける時間を作っている。	○	グループワークの方式で地域特性に応じたグループ分けを行い、センター職員がファシリテーションすることで、参加者が意見を表明しやすい取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)				

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名： 地域包括支援センター高蔵寺

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度当初に実施要綱および運営方針の内容を全職員で確認した。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	センター内で年間計画を作成し、事業所内に掲示している。センター内会議及び年間スケジュール進捗表において、各職員の進捗状況を確認している。BCPの内容に従い定期的な見直し及び訓練を実施している。	○	月単位の予定表を作成し事業所内に掲示し進捗状況を確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	条例に規定する人員基準を遵守している。業務の効率化および専門性の確保のため、事務職員を配置している。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	職員の資質向上に向けたセンター内研修を計画的に実施している。	○	事前に研修内容の項目を定め、計画的に研修を実施・受講できるよう取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	エリアごとに担当の職員を決めて定期的に自治会長や老人会、サロンなどの集まりの場に出向き、啓発活動や案内チラシを配布している。クリニックや薬局などの関係機関へは包括チラシの設置協力の依頼を行った。ホームページの更新及びブログ掲載を行っている。	○	自治会単位で担当職員を決め、地域の集まりの場に出向き地域との連携強化を図るとともに、医療機関等にセンターチラシの設置を依頼し、広くセンターの周知啓発に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	サービス決定には対象者の意向を優先している。希望がない場合は、複数の選択肢を提案し、対象者が自らの意思で決定できるよう支援している。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報を含む資料は、鍵のかかる書庫に保管している。個人情報管理マニュアルを作成し、各職員が確認できるようにしている。	○	個人情報管理マニュアルに基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。マニュアルはファイリングし、職員が常に確認できるように保管している。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	今年度の苦情相談は0件だった。苦情対応の担当者を決め周知に努めている。苦情があった場合は、苦情報告書を作成し、職員間で情報共有し、改善及び再発予防に努めることとしている。	○	苦情対応担当者をセンター長とし、全利用者に苦情窓口を案内するようにしている。苦情を受けた際は報告書に内容、対応方法、再発防止策を記載し、全職員で共有し改善に努めることとしている。
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者が口腔機能の維持・向上に向けて自ら関心を持ち、日常生活の中での行動変容ができる。			新規利用者の口腔内観察を徹底するとともに、口腔に課題がある方については、オーラルフレイル対策のパンフレットを渡しセルフトレーニングについての指導・説明を行った。圏域内の高齢者アンケートの考察結果を職員間で情報共有したことが、行動変容の意識づけにつながった。		新規利用者の口腔内観察をするとともに、必要に応じてオーラルフレイルの指導及び説明を行い、利用者の意識付けを図っている。また、サロン等でアンケートを実施し、指導等による利用者の行動変容を確認して効果測定を行い、支援に活かしている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 20 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 10 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 2.1 % (113 人 / 5323 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 25 件 ケアマネジメントC請求件数 7 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	新規利用者について、三職種でケアプランの点検・確認を行っている。確認した資料を生活課題ごとに分類することで、類似した課題のケアプラン情報をスムーズに取り出すことができ、収集した資料の活用が効果的となっている。	○	運動、住環境、疾患管理、移動等の生活課題ごとに分類し、ケアプラン作成時に課題に応じた支援の参考とできるよう管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 委託なし 介護予防支援 (じゃがいも友愛居宅支援事業所) [占有率 17.2%]		
③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。		3(2)ウ	○	介護予防マネジメント・ケアプラン策定内訳票で実施状況を確認している。必要に応じて委託先事業所への聞き取りや、同行訪問を行い状況を確認している。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)					

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	相談しやすい環境づくりや、幅広い機関から情報提供される体制を整えて、課題解決に向け迅速に対応できるよう、相談体制を強化する。		認知症カフェやスーパーの店舗において出張相談コーナーを設け、幅広い立場の方からの相談を受けられる体制を作るとともに、地域包括の啓発活動を行った。ブログの掲載を継続的に実施している。サロンなどの高齢者が集まる場に出向き介護サービスに関する出前講座を行い気軽に相談できる機会を設けた。		地域の店舗で出張相談を行いセンターの周知啓発を図るとともに、広く相談を受けられる体制構築を図った。また、サロン等で出前講座を実施し、講座後に相談につながる等地域に出向くことで住民自ら気軽に相談できる機会を増やしている。	
	数値目標	相談割合 計画 20 %	3(3)ウ	21.9 % 相談数 1167 / 高齢者数 5323			
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	WEBを活用した地域資源マップ「こうぞうG・Gマップ」を更新し、公開と活用に向けた取り組みを継続している。スマートフォンなどを利用して訪問先でも有効活用している。「こうぞうG・Gマップ」に掲載中の企業などから相談や情報提供も徐々に増えており、協力体制が強化されつつある。	○	住民が利用できる資源かつ住民を見守る資源を見える化した地域資源マップをWEB上に掲載し、訪問先でも効率的に活用できるよう取り組んでいる。また、地域資源マップにある事業者から情報提供も増えており、地域の見守り体制が構築されている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題があった際は、職員間で情報を共有するとともに、必要な関係機関と協力して支援を行っている。必要に応じてカンファレンスを開催し、計画的に支援を行う体制をとっている。	○	複合的な課題があった際には、カンファレンスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		民生委員不在地区で高齢者の実情調査を実施した。それにより虚弱高齢者を早期に見出しサービスの利用につながることができた。	○	民生委員児童委員不在地区のひとり暮らし高齢者等の実態把握調査を実施し、サービス利用が必要な人を支援につなげる効果的な取り組みとなっている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	詐欺被害について、地域住民が我が事としてとらえることができ、地域で安全対策に取り組む体制をつくる。		11月13日に「消費者被害防止講座」を開催し地域住民に向けて詐欺被害防止の啓発を行う予定。		担当地域内で詐欺被害にあった事例を把握したため、消費生活相談コーナーに講師を依頼し、地域住民向けに「消費者被害防止講座」を開催した。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待対応の内容は、適宜職員間で情報を共有し情報交換を行っている。	○	虐待通報受理時に全職員で共有し、虐待対応の終了後は3か月を目途に状況を確認し再発防止に取り組んでいる。センター内で虐待要因の気付きを理解する研修を実施し、虐待予防の視点を持った対応ができるよう資質向上に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	成年後見制度の活用が望ましいと思われる相談者に権利擁護センターなどの情報提供を行っている。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	毎月発行しているブログにて啓発活動を行った。	○	地域で行った消費者被害防止講座の内容をセンターのブログで紹介し、受講者以外にも広く消費者被害防止の啓発を周知する効果的な取り組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)					

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が地域のサロンなどの取り組みや活動について理解し、地域で活躍する住民や民生委員などと情報を共有することで、利用者支援に役立てる。			10月16日にサロンとケアマネジャーの交流会において地域のサロンの取り組みや活動を情報共有し、グループワークにて意見交換を行った。また参考となる資料を作成し、ケアマネジャーに配布した。		住民主体のサロンとケアマネジャーの交流会を開催し、双方の活動紹介及び意見交換を行うことで、情報共有の場を設けた。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	地域のケアマネジャーで構成された防災会議において、介護サービス事業所も参加し協力体制などについて情報を共有した。石川県の被災地にボランティア体験をした主任ケアマネジャーから体験談を含めた講義を受け、参加者の防災意識の向上につなぐことができた。	○	ケアマネジャーと担当地域内の高齢者サロン等の交流会を開催し、センターがサロンとケアマネジャーを紹介する冊子を作成することで交流会後で構築した関係性が継続できる効果的な取組みとなっている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネジャーが集まり、圏域内の研修の在り方について協議を行った。多種多様な関係者との連携や定期的な研修開催の要望があり協力体制の確認を行った。ICTを活用し研修などの情報を提供した。	○	地域のケアマネジャーと共催する防災会議において、被災地ボランティアを経験した主任ケアマネジャーが講義を行い、災害時の支援に関する研修を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項			3(5)			○
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域づくりにおける担い手不足の解消に向けて、多様な関係者や人材の発掘を行い、センターと協働して地域づくりを行う体制を作る。			川辺の絵本サロン店主、カフェレドニアのマスター、松の家道宗の女将など認知症カフェの登録店を通じて交流会を開催し、センターと協働で地域づくりを行った。さらに支援者の紹介や協力の要請などで幅広い人材が増え、介護タクシー業者や福祉用具業者、NPO法人、演奏家、読み聞かせボランティアなどの多種多様な人材が参画し地域づくりを行うことができた。		関係機関からの紹介や協力依頼により、新たな支援者の発掘を図るとともに、認知症カフェが各店舗の特性を活かした地域交流の場となるよう、多様な地域の関係者が支援者として携わる取組み創設を支援した。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 4回 地域ケア会議開催回数 11回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 4回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 3件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	会議で決定した内容や今後の予定を、地域ケア会議の中で参加者と情報共有した。松本クラブの継続運営が不安と感じていたことから、地域ケア会議を早期に開催し、運営における意見交換や情報提供などを行った。	○	会議内で決定事項や今後の予定を参加者と共有している。課題を把握してから迅速に会議を開催し、意見交換や情報提供等を行った。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	◎	地域協議会では、地域共生社会に向けた課題と認知症に向けた課題を取り上げ、各会議においては課題に応じた住民の参加メンバーを抽出したことにより、参加者が強みを生かした地域協議会を開催することができた。特に認知症カフェにおける交流会から新たな取組み創設に至るまでには、情報の横展開と今後の課題に向けた話し合いができた効果的な協議会を開催することができた。	○	認知症を課題とする際は、担当地域内のおれんじぷらすカフェを参加者とする中で、地域に根ざした情報と認知症理解を両立する立場で他の参加者の意見を促す効果的な取組みとなっている。また、互助活動では活動場所の提供など活動の中核も担い、地域ケア会議の仕組みによる地域づくりを推進している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項			3(6)		地域の担い手をリスト化し、意欲的な方へはいくつかの支援協力要請を行い、活躍の場を提供することができた。参加の機会が増える関係者が顔見知りとなり、情報の横展開につながることや、さらなる支援者の発掘にもつながり効果的となった。	◎

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター南城

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
運営体制	市の方針の理解		○	年度当初に回覧し、職員全員が確認している。ファイルに保管することによっていつでも確認できる体制となっている。	○	年度当初に全職員に回覧し、ファイリングして常に確認できるよう取り組んでいる。	
	事業計画の策定	3(1)ア	○	毎月のミーティング時に達成状況や進捗状況を確認している。BCPについては包括職員で机上学習を実施し、模擬訓練はR6年11月に地域の介護支援専門員も交えて実施予定である。	○	ミーティングで進捗状況を確認している。非常災害に備え、机上訓練の実施及びケアマネジャーと合同で想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。	
	職員配置	3(1)イ	△	三職種は配置している。R6年4月～6月までは人員配置評価基準を満たしていたが、R6年7月より満たしておらず、人員が欠員している。	△	条例に規定する人員基準を遵守しているが、人員配置評価基準を満たしていない期間があった。	
	人材育成	3(1)ウ	○	各職員が研修に参加した内容について研修報告書と資料を回覧やミーティング内で共有している。内部研修はBCPIについて机上学習を実施し、職員全員で災害発生時の流れを確認した。	○	センター内で研修を実施するほか、センター職員が研修に参加した際は、研修報告書と資料を回覧して全職員が研修内容を共有している。	
	地域との連携	3(1)エ	○	季刊誌「みなみしろだより」を年4回発行し、町内会の回覧、民生委員協議会、医療機関や調剤薬局、施設等に配布している。直接足を運ぶことで、地域との顔の見える関係を構築している。また、かすがいねっと連絡帳を活用し、「include MINAMISHIRO」にて季刊誌を発信している。利用者家族には新規で訪問する際、包括職員の顔入りのチラシを配布している。	○	相談のため訪問した際にセンターのチラシを渡し、近隣の困っている高齢者やその家族に渡してもらうよう伝えている。センター便りを町内会の回覧や民生委員児童委員協議会、医療機関等に設置し、気になる高齢者等に配布を依頼し、センターの周知・啓発を行っている。	
	公正・中立性の確保	3(1)オ	○	ハートページやサービス事業所のパンフレットの配布、本人家族が知りたい情報や必要な情報、社会資源などを提供しながら、本人家族が自己決定できるようにしている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。	
	個人情報の保護	3(1)カ	○	個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。法人内でも規定の個人情報管理マニュアルを整備しており、各職員が個人情報管理を理解して対応している。	○	法人の定める規定を遵守して、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。	
苦情対応	3(1)キ	○	受付責任者を管理者とし、規定の様式へまとめ、法人管理者と協議して、その後対応を適切に行い、市へ報告している。今年度、現時点での苦情はない。	○	受付担当者をセンター長とし、法人作成のマニュアルに基づいて内容の記録や対応策の検討を行い、適切に対応している。		
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針						
	事業目標	利用者が住み慣れたで自立した生活を送るために、三職種で利用者の情報を共有し、意見を出し、適切な介護予防ケアマネジメントを実施していく。		新規ケースは包括内で利用者の情報を共有し、本人のニーズに合わせたサービスを提供するよう三職種間で検討、意見交換を行い、本人の自立に向けた支援ができるようにしている。継続ケースで困りごと等があればその都度、三職種間で相談し合い、本人に適したケアマネジメントができるようにしている。		センター内で情報共有及び検討を行い、利用者の自立に向けたケアマネジメントとなるよう取り組んでいる。	
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 2 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 40 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 8 件	3(2)	第1号介護予防支援利用割合 2.0 % (107 人 / 5413 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 24 件 ケアマネジメントC請求件数 4 件			
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	多職種間で助言を出し合い、助言の内容を踏まえて、支援内容を一緒に検討している。脳血管疾患、整形疾患、糖尿病、その他の4領域に分類し、同疾患の新規ケースはケアプランを作成する際に、分類分けしたケアプランや助言の内容を参考にしている。	○	脳血管疾患、整形疾患、糖尿病、その他と基礎疾患ごとに分類し、ケアプラン作成時に予防の視点を参考とできるよう管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位じゃがいも友愛居宅介護支援事業所)[占有率40%] 介護予防支援 (第1位じゃがいも友愛居宅介護支援事業所)[占有率28%]		
③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。		3(2)ウ	○	毎月のケアプラン策定内訳票で委託の居宅介護支援事業所より報告を受けている。また、変化や相談があった場合は担当の介護支援専門員より個別に相談を受けている。センター内では毎月の給付管理業務時に件数等把握できるように表を作成し管理している。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)		保健師看護師研究会では各包括や7DaysOkHabitと協働して、オーラルフレイル研修の組み立てを行った。オーラルフレイル研修参加後、包括職員にテキストを用いて伝達講習を実施し、包括職員が利用者に口腔のことを意識してアセスメントするようになったり、チェックリストに該当した方に対して歯科受診の勧めなどを行い、職員の意識づけを行うことができた。	○	オーラルフレイル予防を重点的な取り組みとし、口腔機能を意識したアセスメントについて伝達研修を開催し知識の向上を図ることで、ケアマネジメント全般の質的向上につながる取り組みとなっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	関係機関との連携を図り、一両日中にメールや電話対応をし、必要時は当日に訪問するなど、迅速な対応が取れるように体制を整える。		新規相談はなるべく一両日中、または当日に訪問し、迅速な相談対応をしている。また、複合的な課題を抱える事例はすぐに包括支援センター内での報告、相談するほか、多機関との連携、対応を心がけている。 利用者支援に関して、かすがいねっと連絡帳を活用し、タイムリーな情報を共有し、スムーズな多機関連携を図っている。		かすがいねっと連絡帳を活用し、迅速な情報共有と円滑に連携して支援を行っている。	
	数値目標	相談割合 計画 35 %	3(3)ウ	18.0 % 相談数 977 / 高齢者数 5413			
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	季刊誌を年4回作成して各機関へ配布し、継続的に包括の周知を行っている。民生委員協議会に毎回出席し、民生委員との顔の見える関係を継続し、相談しやすい関係性を構築している。	○	センターが発行する季刊誌に見守りに協力している機関や店舗等を掲載することで、高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりを見る化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	包括独自で支援困難ケースや虐待ケースの経過表を作成し、毎月のミーティングに進捗状況を共有、相談している。課題に応じて多機関と連携し、かすがいねっと連絡帳でタイムリーに情報共有をし、同行訪問や支援会議など積極的に行っている。	○	複合的な課題があった際には、カンファレンスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		民生委員協議会の場で毎年、多機関と連携して講話を実施している。R7年2月に地域の通所介護事業所と協働して、運動特化型サービスと認知症対応型デイサービスの2事業所より、デイサービスの特性や実際の現場の声を交えながら話してもらい、民生委員が地域住民により具体的な支援ができるように交流会の場を設ける予定である。 高齢者と障がい者家族で家の立ち退きのため、UR賃貸、市営住宅、県営住宅の紹介や応募要項を渡し、住まい支援を行った。また独居高齢者の住んでいる家がメゾネットタイプで階段の昇降が大変となり、1階に住み替え病院近くを希望されたため、物件を探して情報提供を行い、住み替え支援を行った。	○	サービス事業所と協働し地区民生委員児童委員協議会で介護サービスに関する知識を得る機会をつくり、住民の相談に活かすことができるよう支援している。 また、利用者家族等から住まいに関する相談を受けた際は、不動産業者に連絡する等して情報提供や福祉制度の紹介など、丁寧な支援を行っている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	関係機関と連携しながら権利擁護に関する情報発信を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるように努める。		民生委員児童委員協議会に毎回出席し、民生委員との連携を強化した。 かすがいねっと連絡帳で「include MINAMISHIRO」を作り、地域の介護支援専門員やサービス事業所へ研修内容・事前アンケート、消費者被害の警告などタイムリーで確実な情報発信を行った。高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活ができるよう、自治会への季刊誌配布や地域協議会への出席を依頼し、地域の情報収集ができるように日頃から、関係づくりに努めている。		地区民生委員児童委員協議会への出席やICTの活用等、連携先の状況に合わせた連携体制を整えている。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待対応は2名体制としている。一覧表を作成し、ミーティングで経過報告を行い、職員全員で情報共有し、今後の方針や対応方法を検討し、対応している。虐待終了後はミーティング時に振り返りを行い再発防止に努めている。	○	再発のおそれの高いケースについては、終了後も継続的に関係者と情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	季刊誌に成年後見制度についての記事を掲載し、周知した。成年後見が必要な方は、担当の介護支援専門員や高齢者・障がい者権利擁護センターと協働し、制度利用に繋げている。	○	センター便りで成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	かすがいねっと連絡帳を通して、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に消費者被害の情報提供を行い、注意喚起をしている。	○	かすがいねっと連絡帳を活用することで消費者被害に関する情報をケアマネジャー等関係者にタイムリーに発信することができ、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		終活で悩んでいる方に、終活サポート事業や身元保証会社を提案し、本人が納得する形でサービス利用に繋ぐなど、最期まで住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援した。	○	終活に関する相談では、終活サポート事業登録事業者等を提案し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的 ケアマネジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員相互の連携、関係機関と介護支援専門員との連携の機会を設け、利用者への円滑な支援を継続できるよう環境を整備する。		地域の介護支援専門員へ「include MINAMISHIRO」を活用し、警察からの情報提供を発信したり、介護支援専門員に対しての研修案内など、かすがいねっと連絡帳で円滑なやりとりを行った。		かすがいねっと連絡帳の活用を意識して取り組んでいる。	
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	介護支援専門員が気軽に相談できる対応を心掛け、「include MINAMISHIRO」でタイムラグのない情報発信や相互連絡のツールとして活用した。複雑な問題を抱えるケースについては多職種・多機関と迅速な情報共有や対応を行った。	○	かすがいねっと連絡帳を活用を促し、ケアマネジャーが多機関と情報共有し、ケアマネジャーがモニタリング状況を積極的に発信して多機関と連携・協働するよう支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	◎	多様化する課題が増える中で、特に精神疾患を抱える利用者または家族に対する支援が増えている。地域の主任介護支援専門員と協働して、研修内容を組み立てた。公認心理師よりセラピストとしてより専門的な知識や実際の対応方法、支援者のメンタルヘルスなどを学び、支援を深めるための研修会をR7年1月に実施予定。	○	事前アンケートの実施により地域のケアマネジャーの抱える課題を把握し、地域の主任ケアマネジャーには事例提供を依頼することで協働して研修を企画している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)				
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと協働し、地域の現状を地域住民と共有しながら、地域課題解決に向けた地域住民主体となる取組みの創設を図る。		地域福祉コーディネーターと協働して、参加者が地域課題を共有できるように参加者の選定や課題解決に結び付けていけるようにした。現状の把握や課題について、地域住民から聞き取りを行い、地域住民、地域福祉コーディネーターと共有を図り、今後の活動に結び付けられるようにした。		地域福祉コーディネーターと協働し、地域住民が主体的に地域課題の解決に向かうことができるよう支援をしている。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 1件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	会議内容の共有や今後の地域づくり方針などを伝える目的で、会議参加者には毎回議事録を配布している。	○	事前に参加者に検討事項を説明し、会議後は議事録を送付して内容や今後の開催予定の共有を行っている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	地域協議会でコミュニティカフェを紹介し、事例のテーマも我が事として置き換えて考えるグループワークが実践できた。グループワークでは付箋に書く内容や色分けを工夫し、参加者が意見表明しやすいように心がけた。	○	グループワークの方式で、地域住民が自分事として捉えやすいようテーマ設定し、センター職員がファシリテーションすることで、参加者が意見を表明しやすい取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域協議会では「集まれる場所があれば集まりたい。」という声があり、地域ケア会議を実施した。地域福祉コーディネーターや小学校の教頭先生、地域住民と協議を重ね、地域の声と小学校の貸しスペースをマッチングさせ、サロン会をR6年12月から開催予定である。地域住民が継続して参加しやすいように、近くて歩いていける距離にあり、小学校がバリアフリーな環境で高齢者にとっても利用しやすいため、小学校の貸しスペースを活用して、サロン会を開催する。	○	地域住民の声から活動場所に関する地域課題を把握し、地域福祉コーディネーターと連携することで小学校の貸しスペースの活用につなげ、歩いて行ける距離でバリアフリー化された環境でサロンの開催に至っている。

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター松原

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	実施要綱、運営方針の内容は随時職員で確認している。	○	年度当初に全職員に配付及び確認を行い、事務所内で掲示し常に確認できるようにしている。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	策定した計画は全職員に配布し、ボードに掲示し随時確認している。災害時に備えBCPの作成、見直しと訓練を実施している。	○	年度当初に計画を全職員に配付、事務室内に掲示し、職種ごとに担当事業を決めて進捗を確認している。非常災害に備えた業務継続計画を作成し、訓練の実施及び計画の見直しを行った。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	配置基準は満たしている。医師がセンター長として非常勤配置していることで、かかりつけ医が無い方や至急の場合は医師と相談、連携し支援している。地域協議会は毎回参加し地域の医療機関としての強みを活かした助言をしている。	○	条例に規定する人員基準及び人員配置評価基準を満たしている。センター長に医師を配置し、専門的な助言を得られるよう職員を配置している。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	法人のマニュアルを基に各部署でマニュアルを作成。包括は新人用を作成し研修を实地、中堅はスキルアップの機会としている。法人内のセミナー(参加できない場合は動画配信)、外部研修も参加している。	○	新入職員研修において、センターで作成した業務項目と習得時期をまとめたマニュアルを活用して研修を実施し、法人内セミナーや外部研修にも参加して人材育成に取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	包括松原のInstagramを通じて「まつばらいふまつぶ」を地域住民等が閲覧しやすい様にしている。包括だよりもリニューアルして定期発行している。民生委員児童委員、サロン等でも毎回参加し顔の見える関係を作り、包括の役割を含め説明している。	○	センター職員の顔写真入りの案内チラシを面談時や地域関係者等に配付するとともに、Instagramを活用することで、おすすめ表示など関連性から周知の機会をつくることができ、広くセンターの周知する効果的な取り組みとなっている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	対象者が強く希望されなければ複数の案を準備し、提案している。	○	ホームページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人の作成した個人情報保護マニュアルに基づき、適切に保管している。	○	法人のマニュアルに基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	マニュアルを入職時と年度初めに確認している。今年度苦情の報告はなかった。	○	法人のマニュアルに基づき、受付担当者をセンター長と定め、苦情受付時は法人へ報告するとともに、センター内で改善策の検討を行っている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	早期介入で「利用者の望む暮らし、生活」を実現できるように自己選択、自己決定を支援する。			丁寧に生活歴を聞き、個人の生活を見るように心掛けている。そこから糸口を見つけ、「利用者の望む暮らし、生活」を利用者と共に考え、必要なサービスや社会資源の提案を押し付けにならない様に注意しながら提案を行っている。また、早期介入に関しては、相談の一報から初回面談までの時間を極力早くする様に努めている。		利用者の望む暮らしを共に考え、利用者自身がサービスや社会資源を選択できるよう、多職種でペアを組み支援している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 17 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 3 件	3(2)		1.1 % (69 人 / 6207 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 24 件 ケアマネジメントC請求件数 3 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	出来る限り新規相談や困難事例等に関しては2名体制で対応し、一人で抱え込まず対応している。プランは各専門職の視点で意見を出したり相談しながら行っている。	○	作成したプランは疾患別に分類し、自立支援と重症化予防について参考とできるように整えている。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名 シルバー居宅) [占有率 14.9 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名 シルバー居宅) [占有率 36.3 %]		
③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。		3(2)ウ	○	委託者の担当者会議に極力出席しケアマネジャーとの顔合わせをするようにし、何か困り事があれば相談しやすい体制を整えている。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)					

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。						
	事業目標	地域で暮らす高齢者が抱える課題や社会資源の把握に努め、地域の関係機関との連携強化に努める。		課題解決のため、高齢者個人として捉えず、世帯での課題を見極め、自立支援相談コーナー等、多機関と協働し対応にあたった。		高齢者本人に限らず世帯全体の課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携、協働して支援している。		
	数値目標	相談割合 計画 20.1 %	3(3)ウ	21.5 %	相談数 1335	高齢者数 6207		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	◎	社会資源マップ「まっばらいふまっぷ」は、関係者から情報収集し年1回更新して作成している。資源マップは幅広い世代に周知し、活用できる様にPDF化してQRコードからインターネットで閲覧、無料でダウンロードできるようにしている。「まっばら便利」をリニューアルした「まっばらふれたー」を定期発行し地域の情報を発信した。モニタリング時に情報を聞いたり、地区踏査を行い、情報更新に常に目を向けている。	○	センター便りを定期発行し地域の関係者に情報を発信するとともに、サロンや店舗等を載せた地域の資源マップを更新しインターネットで閲覧できるようにすることで、幅広い世代に向けた周知が行える効果的な取り組みとなっている。	
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	◎	世帯内に障がい分野や子ども分野の課題や金銭面の課題があるなど、複合的な課題を抱える世帯に対して、高齢者のみに支援するのではなく、障がい分野や学校教育課、生活支援課、地域共生推進課等の関係機関と協働・連携を図り対応している。	○	複合的な課題があった際には、かすがいねっと連絡帳を活用するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		法人が市から委託を受けた一体的事業を実施する際に地域のサロン活動に参加し、総合相談となるケースは受診や介護サービスの利用につなげた。毎月イーアス春日井で「からだの相談会」実施し参加者で受診や介護申請が必要な方がみえれば適切なアドバイスや支援し、今年度は3名程度介護保険サービス利用に繋いでいる。	○	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業や大型店舗内で実施する相談会に同行することで、相談の機会の拡充に効果的な取り組みとなっている。		
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。						
	事業目標	関係機関と協働して支援が必要な高齢者の情報を共有し高齢者の尊厳の保護や養護者への適切な支援を検討する。高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応、再発防止や消費者被害防止に努める。		虐待案件については、全職員で情報共有し、被虐待者・養護者の立場を考慮し、事実関係を整理することで適切な支援につなげている。消費者被害については、発見時の迅速な対応(事実確認や関係機関への報告等)を徹底し、注意喚起をICTを活用して行っている。		虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利と安全を擁護するよう適切に取り組んでいる。		
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待通報時は職員間で速やかに情報共有し関係機関と連携し事実確認等ルールに基づいて実施している。虐待終結時にも帳票を全員で回覧している。虐待終結後、全件定期訪問をして生活状況を確認するとともに、支援関係者からも情報を得て、見守っている。	○	通報受理時には、職員間でショートメッセージを活用し担当者や対応について迅速に情報共有を行っている。終結後は定期訪問や生活状況の確認を行い再発防止に取り組んでいる。	
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	成年後見制度を利用した世帯に対しての経過についてフォローを継続している。支援中のケースについては、状況に応じて権利擁護センターと同行訪問など協働して対応している。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。	
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組を行っている。	3(4)ウ	○	民生委員児童委員協議会や地域のサロンへの参加を通じて消費者被害についての注意喚起を行っている。また、Instagramでも消費者被害防止について投稿することで幅広く注意喚起できている。	○	公式LINEを活用することで消費者被害に関する情報をタイムリーに発信できる効果的な取り組みとなっている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)						

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	◎○△	評価内容	
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が関係する支援機関、地域の支援者と協力し合える体制を作る。		主任ケアマネ、民生委員、包括職員で災害時の対応や情報共有のあり方等をお互い認識し合う体制を整えた。研修して日常からお互い協力し合える関係を築いている。		地域の主任ケアマネジャーや民生委員児童委員に対して災害時の対応方法や情報共有について合同研修を行い、顔の見える関係づくりを図るとともに、連携体制を構築している。	
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	民生委員から情報提供があったケースはケアマネも含めケース会議を開催するなど、顔を合わせて検討する機会をつくり良好な関係が築ける様にし支援を導入しやすいようにしている。地域のケアマネジャーが連携しやすい様にヤングケアラーについて多機関共同で研修会を実施した。	○	ケアマネジャーが民生委員児童委員と連携できるようケース会議を開催して支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	○	主任ケアマネ研究会にて研修会の企画、実施した。介護支援専門員と協働しBCPの研修を10月実施。(災害時の福祉用具の利用について・避難訓練について)	○	ヤングケアラーや災害時の福祉用具の利用等ケアマネジャーが抱える課題をテーマとし、地域の主任ケアマネジャーと協働して研修を実施している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)				
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域協議会等で得られた意見やアイデアを基に地域福祉コーディネーターと連携して、地域住民、医療・福祉関係者を含め参加者が主体となる取り組みの創設を支援する。		前年度の協議会でであった意見を基に、効果的な取組みとなるよう地域特性を見極め、地域福祉コーディネーターと連携し、関係者に働きかけを行うことで取り組みの創設に至ることができた。		前年度の地域協議会の意見を活かし、地域福祉コーディネーターと連携して地域づくりに取り組んでいる。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 1回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 0回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	効果的な会議となるよう、参加者に対し、事前に十分な説明を行っている。また、会議で話し合った内容をまとめ、参加者や関係機関にも共有している。	○	参加を依頼する際に開催趣旨等の説明を行い、効果的な会議となるよう取り組んでいる。会議後は検討事項をまとめ、アンケート結果と合わせて参加者及び関係機関に共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	◎	ディスカッション形式を取り入れたり協議会参加者が意見を話しやすい雰囲気となるよう会議の進行など工夫している。またアンケートも実施して新たな住民主体の取組みにつながるよう意見を吸い上げている。	○	グループワークの方式でセンター職員がファシリテーションすることで参加者が発言しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。地域住民が気軽に意見を表明できる機会となるようアンケートを実施している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		今年度、東野地区において多世代交流をテーマにした地域を活性化するイベントが開催された。実行委員として地域の町内会や老人会、サロン等と連携し開催に向けた企画や準備に協力したことにより、イベント成功の一躍を担うことができた。また、地域の関係者との関係を深めることができたため、今後の地域活動へ繋げることが期待できる。	○	多世代交流をテーマとした地域イベントに実行委員として参加し、サロン等へも企画への参加を働きかけることで、地域の活動団体同士の連携を深める効果的な取組みとなっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター東部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度初め、人事異動や入職時に内容を確認。実施要綱、運営方針をファイルに保管し、常時内容を確認できるようにしている。	○	年度当初に全職員で力を入れる項目について重点的に共有し、常に確認できるよう整備するとともに、毎月のミーティングで確認している。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	策定した計画は全職員に配付及びセンター内に掲示し共有している。定期的なミーティングで計画表を用いて進捗状況を確認している。業務継続計画をより実践的なものとなるよう、訓練を実施し、計画内容や使用する書式の見直しを実施している。	○	計画表を作成しミーティングで進捗状況を定期的に確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	条例に規定する人員を遵守し、人員配置基準を満たしている。	○	条例に規定する人員配置基準を遵守し、人員配置評価基準も満たしている。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	職員のレベル別に目標シート・教育計画を作成。定期的な面談を実施し、現状や困りごとの確認、提案・指導を行い、フィードバックし共有している。課内で定期的な研修の機会を設けたり、センター内で事例検討を行う機会を設けたりし、職員の資質向上に努めている。	○	経験年数に応じて全職員にレベル別目標シートを作成し、面談を定期的に行い、達成状況の確認、助言等を行っている。面談時に研修の受講計画を立て、外部研修に計画的に参加している。また、課内の研修への参加、センター内で事例検討を行い、職員の資質向上に努めている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	◎	「地域包括支援センターチラシ」「高齢者まもり隊」の案内チラシを医療機関やスーパー等、既存の協力機関や公民館に掲示依頼した。また新規機関への協力依頼や近隣施設等へ持参し、啓発活動を行っている。民生委員は、高齢者に限らない困りごとの相談を受け付けるため、幅広い相談に対する案内を載せた名刺を民生委員個々に作成し、連携して周知できるよう工夫した。地域包括支援センターチラシに以前から公式LINEのQRコードは載せていたが、公式LINEのプラン変更に伴い、新規相談を受けた際やサロン訪問の際等、本人や家族に公式LINEのQRコード読み込みを案内し広く周知することに努めている。	○	センターの案内チラシを医療機関や店舗等に設置及び配布を依頼するとともに、チラシに公式LINEのQRコードを載せ、利用者家族等にも広く周知・啓発を行っている。近隣施設や店舗等に高齢者守り隊への協力依頼を行い、見守り体制の構築及び連携強化に取り組んでいる。また、相談の窓口としてセンターの連絡先を記載した民生委員児童委員の名刺を作成し、民生委員児童委員を通して高齢者へセンターの周知を行った。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	支援にあたり、全職員が公正・中立を意識している。複数の選択肢を提案し、対象者が選択できるようにしている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	個人情報の取り扱いは法人の個人情報保護規程を遵守している。個人情報を含む書類は施錠ができる場所に保管している。	○	法人が定める規定を遵守して、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人の苦情解決実施規程に伴い、苦情受付担当において報告手順を定めている。ヒヤリハットの共有や苦情対応研修への参加、その伝達研修を職員に行うことにより、職員の資質向上に役立て体制を整えた結果、苦情は0件である。	○	法人が定める規定を遵守して適切に対応するとともに、ヒヤリハット事案について、報告書を作成してファイルに保管し、ミーティングで全職員に共有して再発防止に努めている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、意欲を引き出し、利用者本人、家族及び地域住民が、課題と目標を共有し、取り組みが積極的に行える支援を実施する。			本人、家族とこれまでの生活や趣味活動などを振り返り、今できなくなっていることも再開したい、挑戦したいとイメージしやすいチラシや資料、動画などで提案している。また、予後予測のため療法士等派遣などを活用し、高齢者本人の持つ能力を評価し、適切な提案、支援ができるようになり、療法士や福祉用具専門相談員と同行訪問し環境改善をすることで、本人自身ができる能力があることの気づきを引き出している。		サロンの活動を撮影し、利用者に動画を用いて提案することで、利用者が利用イメージを持つことができ、不安を軽減して利用を促進する効果的な取り組みとなっている。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.6 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 10 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.7 % (112 人 / 6504 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 27 件 ケアマネジメントC請求件数 9 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	口腔機能低下の対象者、移動困難者に対する支援を行ったケース、三職種で確認後、助言によって目標を「本人らしく、達成の可能性のある」ものにかわったケアプランをまとめている。同様のケースがあった際に参考にできるようにしている。	○	利用者がイメージしやすい具体的な目標となるよう三職種の意見を付したケアプランを、口腔機能低下した利用者、移動困難者に対する支援を行ったケアプランに分類し、経験が少ない職員が参考にできるように管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名勝川医院六軒屋居宅) [占有率9.1%] 介護予防支援 (第1位の事業所名勝川医院六軒屋・ケア21味鏡) [占有率14.3%]		
③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。		3(2)ウ	○	毎月の実績報告の際にケアプラン策定実施内訳票でモニタリングの状況の報告を受け、内容により直接ケアマネジャーに連絡して内容を確認、対応している。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	オーラルフレイル対策を強化し、基本チェックリストで口腔機能低下の対象者に対してリーフレットを活用、指導したり、市内の歯科医院で実施されている誤嚥予防プログラムを案内、必要時予約の支援をしている。また、対象者の効果測定をその後実施している。また、サロンなどを訪問し、「お口の健康講座」を開催している。毎月1か所のサロンを訪問し実施した。複数の職員で対応することで、どの職員も同程度の講座、指導ができるようにしている。新人職員がモニタリングのタイミングや確認事項などを把握しやすいようにモニタリングチェック表を作成し、経験の浅い職員が自身で確認しながら業務を行うことができるようにしている。	○	基本チェックリストで口腔機能低下と判断された高齢者にリーフレットを利用した助言するとともに、サロン等でも周知を行い、オーラルフレイル予防の意識向上につながる効果的な取り組みとなっている。また、モニタリングチェック表を作成し、経験の浅い職員がモニタリングの時期や確認内容を適切に把握し実施できる体制が整っている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施しながら新たな社会資源の把握や関係機関との連携を行うことで、支援センターに連絡が入る体制を強化する。		日頃から民生委員との連携を積極的に行い、年度初めには民生委員等連絡協議会内で見守り・支援が必要そうなケースを共有した。また、民生委員が日ごろの活動の中で市や包括に対して課題と感じていることを共有する場を設け、改善できる点は改善し、その内容をフィードバックした。毎月サロンを訪問して、相談・情報が入りやすい体制づくりをしている。社会資源から相談が入ったケースと、総合相談対応が一旦終了しても経過観察が必要なケースをそれぞれ一覧表にまとめ、定期的にミーティングの中で振り返って最新情報の共有、必要な支援の検討して支援にあたっている。		民生委員児童委員やサロン等地域のニーズにあわせた連携をすることで、相談に繋がりがしやすい体制を整えている。	
	数値目標	相談割合 計画 30 %	3(3)ウ	25.6 %	相談数 1662 / 高齢者数 6504		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	「東部中学校区まもり隊」一覧とマップを更新し掲示している。協力機関を訪問して包括チラシを渡し、引き続き見守りと連携を依頼した。	○	一覧及び地域資源マップにより高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりが見える化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	◎	高齢者以外の課題を抱える相談が入りやすいように、「東部中学校区まもり隊」の一部店舗に置いてもらうカードのデザインを変更し、どの店舗を利用した際にカードを手に取り、包括へ相談に来たのかが分かるよう工夫した。複合的な生活課題を抱える相談を受け付けた際には、多機関と連携して支援をしたり、重層的支援担当に協働を依頼してカンファレンスを行ったりしている。	○	複合的な課題を抱える世帯の対応について、かすがいねっと連絡帳を用いた日常的な情報共有や、必要時にはカンファレンスを開催し、多機関と協働して適切な対応を行っている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		東部中学校区まもり隊、民生委員、サロン等と連携を強化することによって、関係機関からの相談が入りやすくなっている。サロンや地域協議会等で地域共生社会の必要性を伝えている。	◎	地域の金融機関や店舗等に、障がいや困窮など多様な課題の相談を受付することを記載したセンターの紹介カードを作成・設置することで、相談先が分からない住民の総合相談窓口となり、地域共生社会の包括的な相談支援体制構築に非常に効果的な取り組みとなっている。
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	関係機関と連携しながら高齢者の尊厳が維持できる支援を実施する。		全職員が高齢者虐待対応マニュアルを理解し、マニュアルに基づいた対応をしている。権利擁護センターとの連携が必要なケースがあれば「情報提供シート」を活用している。虐待や消費者被害を未然に防ぐことができるよう、サロン等に向いて地域住民へリーフレットを配布し、周知・啓発活動を行っている。		虐待対応マニュアルに基づき、高齢者の権利と安全を擁護するよう適切に取り組んでいる。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	事実確認は複数職員で対応し、対応方針を含めた内容を職員間で共有している。年度ごとに一覧表にまとめて定期的に確認して、再発防止を意識して支援している。	○	虐待につながるおそれのあるケースについては職員で共有し、虐待防止に取り組んでいる。また対応の進捗管理を行う一覧表を作成し、終了後は再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーと情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確立し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	◎	公式LINEを使い高齢者にエンディングノートの情報発信をした。サロンを訪問して、虐待防止の啓発活動や終活の周知活動をしている。	○	センターの活動や公式LINEを活用して成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	◎	市内で特殊詐欺被害が発生した際に公式LINEを活用して速やかに注意喚起を行った。サロンを訪問して、消費者被害を防ぐための啓発活動を行っている。多くの情報を流すことができるよう、公式LINEのプランを変更した。	○	公式LINEを活用することで消費者被害に関する情報をタイムリーに発信している。また、かすがいねっと連絡帳を活用しケアマネジャー等関係者にも発信することで、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		かすがいねっと連絡を活用して、公式LINEで発信した情報を圏域の介護支援専門員にも共有している。	○	ICTを効果的に活用するよう意識している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者支援できる環境を整備する。					
	事業目標	介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者の支援ができるよう、関係づくりを支援する。			支援困難ケースの共有・同行訪問や地域ケア会議への参加を通し、関係機関との意見交換を通して連携ができるよう支援している。		ケアマネジャーが抱える課題を把握し、連携の機会をつくっている。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	支援困難ケースは積極的に多くの関係機関と一緒にカンファレンスを実施する。必要時はICTも活用し多くの関係者が参加できるように環境を整えた。ケースの支援を通じた密な連携ができるよう支援している。	○	困難事例は、積極的にカンファレンスを開催し、ICTを活用したカンファレンスを実施するなど多様な関係機関が連携できるよう、ケアマネジャーの支援を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	◎	かすがいねっと連絡帳を活用し、圏域の居宅でプロジェクトを作成し、課内の勉強会の資料と問い合わせ先等の情報提供をしている。包括BCP訓練に居宅の参加も促し、居宅が訓練を行う際の参考にできるように支援した。	○	かすがいねっと連絡帳で地域のケアマネジャー等へ研修等の情報提供を行っている。居宅介護支援事業所が行うBCP訓練の参考となるよう、地域特性を理解しているセンターが実施する想定訓練に居宅介護支援事業所の参加を促し、災害時のセンターとの連携方法の確認等を行うことでケアマネジャーの災害時対応の理解を促進した。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		BCP訓練に圏域内の居宅の参加を促し、一緒に訓練を行うことで、居宅での訓練の参考になるよう支援した。また、参加できなかった居宅もあった為、勉強会を実施する予定。	○	ケアマネジャー交流会において、非常災害に備えた勉強会の実施を予定している。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域住民と共に地域生活課題の把握、共有に努め、地域住民が主体的に課題解決の取組みが検討できるよう支援する。			地域課題の解決に向け、各種地域ケア会議や総合相談を通して地域課題の共有や、問題の解決方法の検討を多機関と行い、住民主体の取組みの創設に向けた支援を行っている。地域福祉コーディネーターと連携して出席者の選定や内容の検討を行っている。地域ケア個別会議で地域課題が共有できた後、なるべく迅速に地域ケア会議を開催し、関係者の熱量、タイミングも大切にしながら、関係機関と連携し必要なサポートを行い、地域住民が主体的に考えていけるよう支援している。		地域住民が主体的に課題解決に向けた検討及び取組みができるよう、創意工夫しながら取り組んでいる。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 6回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 5回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 3回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	会議参加者に事前に内容を周知し、スムーズな進行に努めている。検討内容や決定事項、次回予定はホワイトボードや模造紙にまとめ、可視化して共有している。地域ケア個別会議の時点で、地域ケア会議に参加していただくというメンバーについての検討、及び方向性含め話し合うことができている。会議後は地域ケア会議等の内容をまとめ、写真を添え参加者に届け、再確認をして次回会議の方向性等を共有できるようにしている。	○	事前に参加者に検討事項を説明し、会議後は検討内容をまとめ模造紙等の写真とともに送付し、今後の開催予定や方向性を共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	前回からの振り返りを行い、共有・検討したい議題に適したメンバーをグループに分け、グループごとに異なるテーマで議論し、その内容を発表し共有することができた。テーマに対し、適切な助言者を参加者に迎え、より具体的なグループワークを行うことができた。	○	グループワークの方式で検討内容に応じたグループ分け及び助言者を迎え、センター職員がファシリテーションすることで、参加者が意見を表明しやすい取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域ケア個別会議、地域ケア会議から避難マップを作成し、東部中学校区内で配布していく予定であったが、良い取組みとして市内全域で配布されることになった。地域協議会でのグループワーク後、サロンSNCの看板を子どもの家の子どもたちが作成し、プレゼントしてくれ、開所式では看板の贈呈式も行った。今後、多世代交流に繋がっていく見通しである。	○	地域協議会で創設された取組に対し、児童福祉と活動との繋がりを支援し、取組創設後も活動拡充の視点を持って関わることで多世代交流にも繋がり、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組となっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター鷹来

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価理由	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	職員全員が実施要綱、運営方針を確認し、事業ごとにすべき役割を意識して業務に取り組んでいる。事業所内に掲示し、常に確認しつつ業務にあたっている。	○	年度当初にミーティングで全職員で確認をし、事業所内に掲示して常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	3(1)ア	○	具体的取組と実行計画表を作成し、月1回のミーティングで事業目標の進捗を確認し、職員全員で遂行している。業務継続計画に基づき、7月10月に机上訓練を行い、11月に訓練を実施予定。見直しは1月に予定している。	○	月単位の予定表を作成し、必要に応じて取組みを追加するなど更新しながら進捗状況を確認している。非常災害に備え、訓練の実施及び見直しをする予定である。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	市や法人のホームページ等で求人募集をし、積極的に面接は行っているが、現状は人員基準を満たすことはできていない。基準に満たない人員の中で、滞りなく業務が出来るようお互いをフォローしつつ、日々精一杯業務を行っている。	△	条例に規定する人員基準は遵守していたが、人員配置評価基準を満たしていない期間がある。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組を行っている。	3(1)ウ	○	年度当初に各職員がスキルアップ項目を定め、積極的に外部研修にも参加するようにし、その後研修報告をすることで職員間で共有をしている。また、各職種よりケアプランや社会保障制度、精神疾患などの勉強会を実施し、職員のスキルアップを図った。	○	年度当初に各職員の能力に応じたスキルアップ項目を定め、センター長が振り返りや助言等を行っている。職員が講師となり専門性を活かした勉強会を行うことで、専門性の一層の向上と他職種のスキルアップに取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	今年度「たかきホウカツたより」の配布個所をコンビニ、サロンなど2か所増やし、連携強化に努めた。また、地域の各サロンに年に1~3回出向き、出前講座を行いつつ、支援センターの周知・啓発活動に努めた。	○	コンビニやサロン等にセンター便りの設置や配付を依頼し、サロンでの出前講座を行いセンターの周知・啓発を行っている。事例を通じて関わった店舗に便りの設置を依頼することで、センターを理解し地域で周知の協力者を得る効果的な取組みとなっている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	支援にあたり、公正・中立を意識している。複数の選択肢を提示し、本人がサービスを自己決定できるよう支援した。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、月1回運用確認チェックリストを実施、管理している。毎年、外部委託業者による研修に出席し、定期的に職員教育を行っている。	○	月1回法人作成の運用確認チェックリストをセンター長が実施し、施設長が確認することで適切に管理している。個人情報に関する外部研修に参加し、職員教育を行っている。
苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合はすみやかに情報提供し、法人のマニュアル、フローに沿い、法人管理者とも対応策を検討する。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出し再発防止に努める。	○	受付担当者をセンター長とし、法人作成のマニュアルに基づき内容の記録や対応策の検討を行い、適切に対応している。	
介護予防 ケアマネ 業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに基づき、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有し、自立に向けて意欲的に取り組めるような介護予防ケアマネジメントを実施する。			ケアプラン原案作成後に包括内で回覧し、三職種がそれぞれの立場から、自立に向けた介護予防ケアマネジメントが実施できているか確認をしている。確認後、プラン作成者にフィードバックし、ケアプラン作成ができるよう助言・提案を行っている。積極的に地域の社会資源の紹介も行い、地域でのつながりが持てるように働きかけている。		インフォーマルサービスも積極的に提案しながら、自立に向けた介護予防ケアマネジメントを適切に実施している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 20 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 12 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.1 % (53 人 / 5040 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 10 件 ケアマネジメントC請求件数 9 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	三職種からの視点で提案したケアプランを、利用サービスごとにファイリングし、主任介護支援専門員によるケアプラン勉強会を行うことでケアプラン作成の理解を深めている。プラン作成の参考にファイリングしたプランを見直し、必要に応じて社会資源の紹介をしている。	○	ケアプランは三職種で検討し、全職員に回覧している。利用サービスごとに分類することで、経験の少ない職員が適切な支援の参考とできる効果的な取組みとなっている。また、主任ケアマネジャーが職員の抱える課題に応じた勉強会を実施している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 42.9%] 介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 23.4%]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	ケアプラン策定票のコメント内容を確認し利用状況等を把握し、必要に応じて確認の連絡をしている。困難ケースの際は、ケアマネジャーとの同行訪問や、支援方法を一緒に考えるなど後方支援も行っている。地域資源への移行が期待できる利用者に対しては、委託先ケアマネジャーと協働して支援方針を立てている。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)		今年3月に立ち上がったほほえみサロン利用者や配食サービス利用者を対象として、積極的にCプランの作成を行った。また介護予防手帳を用い、自己管理による介護予防の取組みを促すことができた。また、各職員が常に持ち歩いている社会資源ファイルを更新し、新しく立ち上がったサロンも紹介できるようチラシの作成をした。対象者それぞれの目的に合ったサロン等を紹介できるようにしている。	○	サロン参加者に基本チェックリストを積極的に実施し、介護予防手帳を活用して目標の設定や提案を行うことで、セルフマネジメント能力向上につながる効果的な取組みとなっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
			具体的な取組内容等	◎○△	◎○△	評価理由
業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
事業目標	高齢者や複合的な課題を抱える世帯の情報が入る体制を作ると共に、関係機関等と連携し、支援を必要とする高齢者等に包括的な支援を行う。			令和4年度に作成をした「たかきマップ」を更新し、民生委員や地域の連携先に配付を予定している。また、チラシの配布先としてコンビニやサロンなど2か所を新たに連携先として追加することができた。包括が連絡先・相談先であることを周知し、見守り体制の構築、連携体制を図っている。		店舗やサロン等の地域の連携先を拡大し、関係機関と連携しながら見守る体制が整っている。
数値目標	相談割合 計画 25 %	3(3)ウ		17.6 %	相談数 885 / 高齢者数 5040	
相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	隔月に「たかきホウカツ便り」を発行し、関係機関への配布と声掛けを行っている。社会資源ファイルと包括前のホワイトボードに掲示しているマップの更新を行い、常に新しい情報を提供できるようにしている。	○	センター便りの配布やマップを掲示することで、高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりが見える化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
	②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題があるケースは積極的に、より専門性のある機関と連携を図っている。都度カンファレンスの開催・参加をしている。包括内ではミーティングで事例検討会を行い、多職種からのアドバイスや振り返りを行い、職員のスキルアップを図っている。	○	複合的な課題があった際には、カンファレンスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		家族介護者交流会を認知症カフェで開催した。整膚の先生を講師にお呼びし、参加者と一緒に取り組んだ。参加者同士がお互いの悩みを共有したり、高齢者への対応方法などのアドバイスを受けるなどの交流が図られた。参加者同士で連絡先を交換し、会の終了後も連絡を取り合うなど交流ができています。	○	整膚師を講師として招くことで参加を促し、認知症カフェにて家族介護者交流会を開催した。参加者が互いの悩みを共有し、対応方法に関して提案し合うなど活発な交流を促す取組みとなっている。
業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
事業目標	高齢者が地域で安心して暮らす権利を尊重するために、消費者被害や虐待の防止を呼び掛け合う地域づくりを目指す中心的存在としての役割を果たす。			地域包括支援センターの紹介カードに、消費者生活センターや権利擁護センターの連絡先を載せ、啓発に努めた。また、サロン等への出前講座の際に、警察からの情報や見守り新鮮情報などをお知らせし、地域住民や関係者への意識付けを行っている。		センターの紹介カード裏面に各相談窓口の連絡先を記載し、民生委員児童委員を通じて、周知・啓発を図っている。
虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	終結後のフォローのタイミングなどを記載した一覧表を作成している。月1回のミーティングでケースの進捗や虐待終了後の訪問状況などを確認し、定期的な状況の把握や再発防止に取り組んでいる。	○	終結後も継続的に状況確認できるよう一覧表で管理し、再発のおそれの高いケースを担当するケアマネジャーとは情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。
成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	必要に応じて高齢者・障がい者権利擁護センターや日常生活自立支援事業の情報提供を行っている。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	ケアマネから情報提供を受けた利用者様宅への詐欺の前兆電話や不審な訪問などについて、かすがいねっと連絡帳にて、速やかに関係者に情報提供を行った。	○	かすがいねっと連絡帳を活用することで、消費者被害に関する情報をケアマネジャー等関係者にタイムリーに発信することができ、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		終活の支援の一つとして、サロンにてハッピーエンディングノートの配布を行った。併せて終活サポート事業の紹介も行い、終活に前向きに取り組めるように提案を行った。	○	エンディングノートの配付と合わせ終活サポート事業の紹介を行うことで、終活の取組みを支援している。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価理由
包括的・ 継続的 ケアマネ ジメント 業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	地域の介護支援専門員が多機関と連携して利用者を支援することができるよう、ICTの推進を支援する。			かすがいねっと連絡帳を利用して個別ケースの情報発信を多機関が行うことで、細やかな連携、情報の共有ができています。また、市からの詐欺の前兆電話の啓発情報やケアマネジャー向けの研修の情報提供、包括たより、サロンの案内などをかすがいねっと連絡帳を活用し、情報の提供、共有を行っている。		かすがいねっと連絡帳で地域のケアマネジャー等と情報共有する場をつくり、研修等の情報提供を行っている。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	ケアマネが支援が困難だと感じている事例に対して、民生委員や町内会長、サロン代表などの関係者と連携が図れ、地域で高齢者を支えられるように、ケース検討会を調整した。	○	困難事例に対して、民生委員児童委員や町内会、サロン代表者など地域の活動者も積極的に巻き込み、ケース検討会を調整することでケアマネジャーの支援を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	○	西部包括と合同でケアマネジャーと民生委員の交流会を実施予定。災害図上訓練(DIG)を模したグループワークを行うことで、防災への意識付けをし、非常時の地域への対応力を高めることができると見込んでいる。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員を対象とし、共通で話しやすい防災をテーマにした検討を行うことで、話し合いの中でお互いの役割や視点を理解し、連携が図れるよう工夫して企画し、交流会の実施を予定している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		ケアマネジャーが支援困難と感じているケースに対して、カンファレンスの積極的な開催やモニタリング時の同行訪問を行っている。支援にあたっては、ケアマネジャーとの役割分担を明確にし、後方支援をしている。	○	ケアマネジャーからの相談に応じ、カンファレンスの開催や同行訪問等で情報共有や助言を行うとともに、相互の役割分担を明確にして協働しながら支援をしている。
地域ケア 会議開催 業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	住民自らが地域生活課題に気づき、課題解決の取組ができるよう、地域福祉コーディネーターと連携して地域ケア会議を開催する。			担当地区内に新たに1か所のサロン立ち上げができた。住民が主体となり、自主サロンとして活動が継続できている。また、来年度に向けて地域ケア会議を行い、サロンの立ち上げに向けて、地域福祉コーディネーターと協働し始めている。		地域福祉コーディネーターと協働し、地域住民が主体的に地域課題の解決に向けた取組を実施できるよう支援した。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 1回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議に合わせた回数 1回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 0件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	新しいサロンの立ち上げに向けて、地域ケア会議を開催予定としている。参加者に対して事前に働きかけを行い、効果的な会議を行うことができるよう努めている。	○	事前に参加者に検討事項を説明し、キーパーソンの参加者と事前打合せを行い、会議後は報告書を送付して内容や今後の開催予定の共有を行っている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	新しいサロンの立ち上げと立ち上がったサロンの活かし方について、地域協議会でグループワークを行った。新たに地域で活躍が期待できる方に、会議に参加していただいたことで、今後の活動に期待が持てる。	○	地域活動に興味関心のある住民に広く参加を呼びかけ、グループワークの方式でセンター職員がファシリテーションすることで、参加者が意見を表明しやすい取組となっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		昨年度立ち上げた畑サロンには月2回職員も参加し、通常の畑作業のほか11月にサロン参加者、施設入所者と共同し収穫祭・羊煮会の開催にも取り組んだ。その他にもこれまで立ち上げたサロンに定期的に出前講座を行うために訪問し、活動が継続できるように支援をしている。	○	新しく立ち上がったサロンを中心に、既存のサロンや老人クラブへ定期的な訪問や出前講座を行うことで、地域活動の継続を支援している。

※ 具体的な取組: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター柏原

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度開始時と下半期の会議で、全職員で実施要綱や運営方針の確認をし、資料を回覧。見える場所にファイルを保管しいつでも確認できるようにしている。	○	センター内会議と回覧で全職員が確認し、ファイルに保管して常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	年度初めに事業計画を全職員で確認し各自に配付。評価項目ごとの目標等を分かり易くまとめた詳細計画・各事業の年間スケジュール表を作成し掲示、進捗状況を毎月の会議で確認し回覧することで、新規職員にも業務内容や目標が確認し易く、効果的に業務が行えるようにしている。非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。	○	評価項目ごとの具体的に取組む内容を記載した年間スケジュール表を作成し、毎月進捗確認をしている。非常災害に備えた訓練を実施するとともに、感染症の発生に備えた訓練を訪問看護部門と合同で実施を予定している。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	年度初めと職員の入れ替わりごとに、センター長にて人員基準を確認している。	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準を満たしている。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	新人職員に対する教育計画を立て、業務マニュアルに沿って業務を説明、毎日のミーティングや業務を通してOJTを実施、定期的な面談を行い段階的に評価を行うことで無理なく各業務を実践できるようにしている。各職員が参加した研修について伝達報告等の方法で内容を共有し、職員の資質向上につなげている。制度の解釈や手続き等について市等へ確認を行った内容について回覧し全職員で共有、項目ごとファイリングしいつでも見返せるようにしている。	○	新入職員教育において、社会福祉士研究会にて作成された教育用のチェックリストを活用し、キャリアや経験に応じて事前に立てた研修計画に沿ってOJT研修を実施し、センター長による面談の中で進捗状況や課題を確認して、助言やフォローを行っている。また、研修参加後は、参加者からミーティング内で報告を行うことにより内容を共有し、業務内で市等に問合せた内容や回答についても職員間で回覧し、見返すことができるようファイルにまとめている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	包括の案内等を担当地域全域に回覧板で回す(1回/年) お便りを作成(2回/年)し、市役所や公民館等へ配置。地域の集まりの場に挨拶に出向く。民生委員地域の実情把握調査で案内配付。要支援高齢者の早期発見のため、相談時に案内を配付し、近隣の心配な方への包括の周知を依頼、かすがいねっと連絡帳「かしはら通信」「柏原ほっと広場」にて地域の医療機関・歯科医院や介護支援専門員と包括の業務内容、案内やおたより等の情報を共有し、連携と広報の協力を依頼している。	○	センターの案内チラシを担当圏内の町内会で回覧するとともに、センター便りの設置や民生委員児童委員から気になる高齢者への情報提供を依頼し、広くセンターの周知を図っている。また、かすがいねっと連絡帳を活用し、医療機関やケアマネジャーへセンターの周知及び連携体制の整備に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	常に利用者の自己決定を尊重、ホームページや施設一覧、県情報公表システム等インターネットを活用した情報等を提供、複数の選択肢を提案し、利用者が自分で選択し決定できるよう対応している。	○	ホームページや施設一覧表等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	春日井市医師会在宅療養センターの個人情報保護管理マニュアルを全職員で確認し対応している。春日井市個人情報保護条例についても回覧し確認。ケース記録を通し番号で管理しカルテ庫に保管、施錠をセンター長が退所時に確認し、鍵を鍵庫で保管している。	○	マニュアルを規定して適切に管理している。また、支援の記録に通し番号を付し、管理場所を記録することで紛失を防止し適切な管理に取り組んでいる。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	苦情対応については責任者をセンター長とし、受付担当者にて収集した情報について、センター長、療養センター長とともに協議し、その後の対応を行う。必要に応じ市へ報告を行う。苦情の内容(当事業所、他事業所)を記録に残す。苦情や事故につながるインシデント等を記録し、毎月開催している「安全委員会」で改善予防策を検討し、対応の改善を図っている。	○	苦情対応責任者をセンター長とし、苦情受付の様式と報告手順を定め、適切に対応している。また、療養センター内の安全委員会で予防策を検討し、改善を図っている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、予後予測を適切に行い、自立支援型のケアプランを作成する。			必要なケースで療養士派遣事業を活用し、予後予測を適切に行っている。新規のケースを選別し、ケアプランチェック票によりケアプランの内容を多職種で共有し記録(1回/月又は随時)、自立支援が目標となっているか評価している。介護予防ケアマネジメントマニュアルを確認しながら業務を行うことで職員間で均一した対応が図れるようにしている。		介護予防ケアマネジメントマニュアルを常に確認し、必要に応じて療養士等派遣事業を活用して自立支援に資するケアマネジメントを実施している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.4 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 32 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 12 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.3 % (80 人 / 5978 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 22 件 ケアマネジメントC請求件数 8 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	毎月新規のケースを選別の上、独自のチェック票を使用しプランチェック会議を行い多職種の意見を記録に残し、それをもとにプランを修正変更している。継続のケースは必要時にミーティングで担当者が報告・相談することで共有を図っている。チェックしたプランを疾患名やサービス種類等項目ごとに検索できるようファイリングし、いつでも見返せるようにしている。	○	独自にチェック票を作成し、必要なケースは毎月のプランチェック会議において支援内容を検討している。利用者をデータで管理し、疾患別やサービス種類別など複数の項目で分類し、経験の少ない職員等がケアプラン作成時に参考にできる効果的な取り組みとなっている。
	介護予防ケアマネジメント	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (第1位の事業所名 介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 20 %] 介護予防支援 (第1位の事業所名 みすず居宅介護支援事業所) [占有率 9.4 %]		
	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月の実績報告、評価時に提出される書類を確認する、担当者会議出席等により、委託先事業所の介護予防ケアマネジメントの内容が本人の状態で合ったサービスの提案となっているか等、適切に実施されているか確認している。	○	毎月の実績報告や担当者会議でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	一人で出掛けることができなくなった独居高齢者の生活歴や思いを丁寧に聞き取り、介護保険制度等に頼らず自宅で交流のある生活を継続するため、自宅サロンの開催について提案し、地域ケア会議を経て、定期開催ができるようコーディネーターと共に伴走的な支援を行った。無理のない形であれば高齢者自身も地域の担い手になりうることを、地域協議会で動画等を活用し共有した。協議会での反響を本人やサロン参加者にフィードバックすることでさらなる介護予防につなげている。独自のモニタリング票を作成し、ケアプランの目標とセルフケアの内容を項目ごとにチェックすることで、実施状況を効率的に確認しセルフケアの意識付けを行っている。昨年に引き続き、地域社会資源マップ「わくわくシニアのアクティブマップ」を地域協議会で更新し、地域の関係機関や居宅介護支援事業所、相談時に利用者へ配付している。介護サービスのみならず、多様な手立てにより包括的に高齢者の支援を組み立て、ケアプランに反映させ、委託先ケアマネにも同様にアドバイスしている。	○	高齢者の思いの実現を意識して支援することで、域福祉コーディネーターと協働し自宅を解放してサロンとし、利用者が地域活動の担い手となり役割づくりにつながる自立支援につながっている。また、ケアプランの目標とセルフケアの内容を項目ごとにチェックできる独自のモニタリング票を対象者毎に作成し、モニタリング時に声かけを行うことでセルフケアの動機づけに効果的な取り組みとなっている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	これまでに構築した関係機関との連携を密にし、地域の高齢者世帯に関する情報が早期に入る体制を作る。複合的な生活課題を抱える世帯に対し、多機関や地域住民等と連携・協働し包括的な支援を行う。		町内会回覧依頼(1回/年) 町内会、老人会、高齢者サロンへ出向き、お便りを配付する等、連携を図った。地区民生委員協議会へ毎回出席し情報交換、地域の実情把握調査後には個別に対面し民生委員との情報交換を行った。商店や薬局へ的高齢者まもり隊の依頼を継続、高齢者まもり隊マップを更新し配付。必要時高齢者まもり隊新聞により好事例等の共有を行う。地域内医療機関等とかがいねっと連絡帳を活用し、包括のおたよりや消費者被害情報等を共有し、見守りを依頼する等連携を図っている。複合的な生活課題を抱える世帯等に対し、民生委員をはじめ多機関と連携し、必要時地域ケア個別会議や重層支援によるカンファランスで支援方針を決定している。	◎○△	地域組織と顔の見える関係づくりを行い、地区民生委員児童委員協議会で民生委員児童委員と気になる高齢者に関する情報等について共有を行っている。	
	数値目標	相談割合 計画 45 %	3(3)ウ	28.3 %	相談数 1689 / 高齢者数 5978		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	高齢者まもり隊マップ・地域ねっとワーカー一覧・社会資源マップを更新。高齢者まもり隊、医療連携の一覧表等をセンターに掲示。高齢者まもり隊マップを依頼先へ配付、地域社会資源マップを介護支援専門員や地域の関係者等へ配付し、見守りを依頼、連携先から情報提供される体制を整えている。	○	住民が利用できる資源かつ住民を見守る資源を見える化したマップを更新して協力機関やケアマネジャー等へ配付し、相談したほうがよい事例をチラシに掲載することで情報提供も増えており、地域の見守り体制が構築されている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	毎日行うミーティングで相談内容の職員間共有を行い、高齢者世帯の中にある複合的な生活課題に早期に気づけるようにしている。高齢者以外の世帯員に対する支援が必要な場合、障がい者支援センターや基幹しゃきょう、生活支援課、生活困窮者自立支援窓口等、関係機関との間に入り、必要時同席する等、しっかりとつなぐ支援を行っている。高齢者の相談が終了となる場合にも、課題が残る世帯員に対し、包括を含めた相談先を再度伝えている。必要時基幹包括や、重層支援担当者に相談し、カンファランス開催等の協力と支援を依頼している。障がい分野の機関とも積極的にかがいねっと連絡帳を活用し情報共有を行っている。	○	複合的な課題があった際には、かがいねっと連絡帳を活用し情報共有を行うほか、カンファランスを開催するなど障がい分野等の関係する機関と連携体制をつくり、協働して世帯全体の支援に繋げている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		高齢者まもり隊のポスターを市民に分かり易い内容に変更し配付。民生委員との連携強化のため地区民生委員協議会で定期的に研修会を開催している。8月2日「認知症高齢者の見守り支援について」の講義で認知症高齢者の徘徊等の現状と認知症見守り支援事業やみまもりあいアプリの説明を行い、具体的な見守り支援について依頼した。地域内の地域密着型サービス事業所と家族介護者交流会の持ち回り協働開催の計画を立て、第2回目の交流会を6月12日にサロンいずみにて開催した。介護OBや現役介護者、それぞれの施設相談員等との身近な交流の場ができ、家族介護者の精神的支援が行えるとともに、虐待予防や、各サービスや施設の周知にもつながっている。	○	地区民生委員児童委員協議会で定期的に研修を行い、民生委員児童委員の資質向上と連携強化に取り組んでいる。地域内の地域密着型サービス事業所と協働し、家族介護者交流会を共同企画して家族介護者を支援するとともに、サービス事業所や地域等のつながりづくりにつながるよう取り組みとなっている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、成年後見制度等適切な制度へつなぐ支援を行う。虐待防止及び早期発見・再発防止、消費者被害の未然防止のため、民生委員、居宅介護支援事業所他、関係機関と連携を図る。		業務全般を通し権利擁護の視点に立ち、適切な制度や機関につなぐ支援を本人、家族に対し行う。左記リーフレットを携帯し、相談時に配付。総合相談支援業務評価に記載の通り、関係機関との連携を強化し、高齢者に対する権利侵害の予防と早期発見ができる体制を作り、基幹型センターや市の担当課と協議の上、必要時に弁護士相談を活用し個別ケースに即した対応を行っている。作成した養護者向け(虐待防止)気づきチェックシートや虐待モニタリングチェックシート等も活用し効率的な対応を行っている。特に担当地域の居宅介護支援事業所に対して 権利擁護に関する案内を作成し配付、連携強化の働き掛けを行っている。市の対応マニュアルに基づき作成したセンター内の対応マニュアルを職員全員で確認し対応している。	◎○△	必要時に相談者やケアマネジャー等に成年後見制度等の案内ができるよう全職員が常時権利擁護センターのリーフレット等を携帯し、制度の周知を行っている。また、養護者向け気づきチェックシートや虐待モニタリングチェックシート等も活用し、早期対応ができるよう取り組んでいる。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	永眠や分離等再発のリスクがない場合を除き、虐待対応最終時にその後の対応計画を立て、独自に作ったモニタリング実施確認票を活用し、定期的にミーティング等で経過の確認を行うことで、支援が途切れないようにし、虐待の再発防止、早期発見に取り組んでいる。さらに、再発リスクが高いケースでは、必要時に介護支援専門員と同行訪問する等、直接的な関わりを持ち続けるようにしている。	○	最終後の対応計画を作成し、モニタリング時期を記載した実施確認票で管理し、再発のおそれのある担当ケアマネジャーとは情報共有を密に行い、再発防止の体制を整えている。気づきチェックシートをケアマネジャーに配付し、虐待の再発防止及び早期発見に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	成年後見制度の活用が必要な場合、高齢者・障がい者権利擁護センターと連携し後見申立てがスムーズに行われるよう、制度説明、本人家族間の調整、受診の支援等を行う。地区民生委員協議会や担当地域内ケアマネ研修会にて、パンフレットを配付する等、地域での制度の活用促進と権利擁護センターの周知に協力している。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	消費者被害情報が入った場合、個別対応を行う他、市、介護支援専門員(かがいねっと連絡帳の活用)、民生委員(民生委員ネットワークの活用)と共有し、再発防止の見守りを強化している。お便りに消費者被害予防啓発の内容を掲載し周知を図る。担当地域内介護支援専門員へ独自の案内を作成し配付、情報提供と連携の依頼を継続している。	○	センター便りで地域住民に啓発を行うほか、かがいねっと連絡帳や民生委員児童委員の連絡網を活用することで、消費者被害に関する情報を関係者にタイムリーに発信することができ、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取り組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		担当地域ケアマネ研修会にて、令和5年度社会福祉士研究会で作成した生活困窮時の情報一覧「生活に困ったら・・・」を配付し、介護支援専門員が抱えているケースで経済的支援等が必要となったときに適切な機関や社会資源につなぐことができるよう情報共有を行った。	○	ケアマネジャーを対象とする研修会で、社会福祉士研究会で作成した生活に困った際の資源一覧を配付し、介護サービスの調整で解決できない生活課題の相談機関につながるよう支援している。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	担当地域内で、介護支援専門員が多様な社会資源の情報を得やすいようにし、必要な社会資源や地域住民等と直接連携して高齢者とその介護者を支援できる環境を整備する。			社会資源との連携促進・介護支援専門員同士の連携や交流を目的に研修・交流会を企画開催している。 ○地域包括柏原企画研修(担当地域内研修)8月19日 ○主任ケアマネジャー研究会企画研修(虐待防止研修)9月19日 (ICTの活用推進の働きかけ) ・かすがいねっと連絡帳のプロジェクト機能「柏原ほっと広場」(包括と担当地域居宅等)を活用し、包括の案内やおたより、地域社会資源マップ等の社会資源の情報共有の効率化を図ると共に、担当地域内介護支援専門員に対し、日頃の業務や研修会等を通して、かすがいねっと連絡帳の具体的な活用例や活用方法について説明する等、利用促進の働きかけを行い、今年度2事業所の利用に結びつけた。 ・かすがいねっと連絡帳のメッセージ機能を活用し、個別の情報についても効率的に共有している。		ケアマネジャーが関係機関と連携できるよう研修・交流会を企画するとともにかすがいねっと連絡帳を活用してセンターの案内や社会資源マップ等を発信し、ケアマネジャーのかすがいねっと連絡帳利用促進の働きかけを行っている。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組を行っている。	3(5)ア	○	介護支援専門員同士の連携を目的に地域内で研修・交流会を下欄(項目番号3(5)イ)に記載のとおり開催。地域の社会資源等をかすがいねっと連絡帳を活用し効率的に情報共有している。必要時、包括が主催する地域ケア会議等に介護支援専門員の参加を依頼し、区長・老人会長・民生委員や地域福祉コーディネーター等と直接関係を構築できるようにしている。	○	地域ケア会議等にケアマネジャー及び地域関係者の出席を依頼し、課題解決に向けて、ケアマネジャーが地域関係者と連携できるよう支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	◎	地域の介護支援専門員に対し、支援に困ったときに活用できる社会資源の情報交換及び終活サポート事業について知ること、さらに権利擁護センター担当者との連携を目的に、研修会を開催した。権利擁護センター職員から終活サポート事業について説明を受け、グループワークを行うことで顔の見える関係作りを行った。参加者が社会資源の情報を持ち寄り情報交換、研修後にかすがいねっと連絡帳を活用し共有できるよう、地域の主任介護支援専門員と協働した。研修会の後に交流の時間を持つことで連携強化につながっている。	○	終活サポート事業についての研修を実施し、事業の周知と権利擁護センターとの連携強化に取り組んだ。 かすがいねっと連絡帳に、各ケアマネジャーが支援を協働した店舗等の情報を持ち寄り共有する場を創設し、相互に支援し合える効果的な取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		地域の介護支援専門員と介護保険外の社会資源を効率的に情報共有するため、かすがいねっと連絡帳に新プロジェクト「地域のお助け救急箱」を立ち上げ、それぞれが必要時に情報(データ)を確認し、情報の追加や更新、パンフレット等を印刷し活用できるようにしている。	○	かすがいねっと連絡帳で地域のケアマネジャー等と地域の社会資源の情報共有を行っている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組を検討する。					
	事業目標	地域福祉コーディネーターと連携し、地域特性や地域住民のニーズを把握し、参加者が地域生活課題を身近に感じ解決の取組を検討できるよう会議を企画、実施する。			地域ケア個別会議や、総合相談業務、地域協議会等を通じて把握した地域課題や住民のニーズ等について、地域住民や関係機関が身近な地域課題として意識し、解決へ向けた取組を検討することができるよう会議を開催。すべての会議において企画書により開催の目的、課題を明確にしている。会議開催時には企画の段階から地域福祉コーディネーターと協働し、かすがいねっと連絡帳「柏原地域づくりの部屋」で効率的に情報共有を行いながら、地域全体の動きを意識し、サロンの立ち上げや、新しいネットワークづくり等、住民活動へつなげられるよう取り組んでいる。		会議の目的や地域課題を明確にしたうえで地域福祉コーディネーターと協働して会議を実施している。かすがいねっと連絡帳活用して地域福祉コーディネーターと情報共有を行い、取組み創設につなげている。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 1回 地域ケア会議開催回数 4回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 0回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 4件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	今後の会議の方向性や、取組みの創設に向けた手順について参加者と共有するため、会議での検討事項・決定事項をまとめた記録を作成し、必要時書面で配付している。	○	会議後は必要時に検討事項及び決定事項を書面にまとめ配付し、参加者と内容と方向性について共有している。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	◎	地域協議会を、地縁組織中心の地域協議会Aと、小規模の活動団体やボランティアの方等の参加による地域協議会B(わくティブ会議)に分けて体系化することにより、より多くの人に参加してもらい易くした。それぞれの会議の中でAB双方の会議の情報共有を行い運動させ、地域全体の活動の活性化につなげている。わくティブ会議内では、会議の最後に活動のPRの時間を作り、それぞれの活動団体の困りごとの情報共有や助け合い等が行えるようになっている。地域協議会での参加者の意見を次の地域協議会や地域活動の展開につなぐため、コーディネーターと基幹包括と共に振り返りを行っている。地域活動とボランティアのマッチング機能の実現、新たな担い手の発掘につなげることを目標に、ボランティアコーディネーターの出席を依頼し顔の見える関係を作り、その後の地域ケア会議につなげている。地域協議会への参加が地域活動への第一歩と捉え、活動とのマッチングの場にもなるよう、地域活動に興味がある人なら誰でも気軽に参加できる会議と定義し、常に参加者探しも行っている。活動団体の報告時に主催者のインタビューを行う等参加型で実施し、住民が「我がこと」と感じて参加できるように工夫している。	◎	地縁組織中心の協議会と地域活動団体やボランティアと参加者の性質により協議会を分けて開催し、多くの地域住民が参加することができ、両協議会の進捗や意見を相互に共有することで、各々の強みや特徴を活かしながら地域全体に様々な活動の活性化ができる非常に効果的な取組となっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域包括ケアシステムや住民主体の地域活動の必要性を地域住民に周知するため、柏原町内会連合会の定例役員会において、ミニ地域ケア会議報告会(地域ケア会議)を開催した(10月12日)。町内会役員に、地域活動の活性化と人や場所等の情報が大切であることを伝え、地域住民への声掛けや包括やコーディネーターへの情報提供等を依頼した。地域活動とボランティアのマッチング機能の実現、新たな担い手の発掘につなげることを目標に、地域協議会後、「Caféよってっ亭」の立ち上げにボランティアコーディネーターの関りを求め、地域ケア会議を経て具体的な支援を受けながら立ち上げを行った。それぞれの団体が、活動の広報や情報共有のためにSNSの活用を検討できるよう、地域協議会で「SNSを活用した地域活動事例」の講義を行った。町内会組織の変遷、地区社協の再編等、地域組織の変化や課題の把握のため、地縁組織のネットワーク一覧表を作成・更新し、コーディネーターと共有できるようにし、効率的に地域づくりを行っている。	○	地域内の町内会連合会に地域ケア会議と創設された取組を説明し、地域住民から地域に関する情報がセンターや地域福祉コーディネーターへ提供される体制構築を図っている。 地縁組織の成り立ち等を記載した一覧表を作成して地域福祉コーディネーターと共有し、地域の変化や課題把握に活かし、地縁組織の立場に寄り添うことに効果的な取組みとなっている。	

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター中部

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	年度はじめに全職員に配布し周知している。毎月の包括会議で次第に方針を入れている為、常に職員の意識向上と確認ができる体制を整えている。新人職員には更に個別で説明し理解の確認をしている。	○	年度当初に全職員に配付し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	毎月開催する包括会議の際に、事業計画の進捗状況や改善事項を話し合い記録に残している。BCPの指針の作成、委員会の開催、見直しは都度しており、11月25日に訓練を実施予定。	○	毎月のミーティングで進捗状況を確認している。非常災害に備えた想定訓練を実施し、必要な見直しを行っている。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	○	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を満たしている。	○	条例に規定する人員基準を遵守し、人員配置評価基準を満たしている。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組を行っている。	3(1)ウ	○	新人職員については進捗確認シートを使用し、業務状況を把握している。職員面談は年2回行い、業務の見直しを行っている。勉強会、研修会については年間計画を立案し、職員全員の研修参加の機会を整え、更にセンター内で毎月勉強会を開催し事例等を通じて全職員が対応できるように質の向上に努めている。	○	面談担当者を定め、センター職員と定期面談を行い、面談内容をセンター長に報告して育成状況を確認している。支援内容や業務範囲など面談等で得た課題に応じ、職種や経験に応じて講師を決め、勉強会を行っている。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	顔写真付きのチラシと、年4回包括新聞を作成しホームページやかすがいねっと連絡帳へ情報をアップしている。毎月民生委員協議会に出席し、民生委員や地域の関係者にも手渡し等で配布。	○	地区民生委員児童委員協議会や地域のサロンなど高齢者と接する機会のある地域活動者にチラシ配布依頼し、広く周知啓発に取り組んでいる。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	ハートページ等も活用しつつ、サービス事業所等からの情報はスキャンし、いつでも情報を取り出せるよう工夫している。本人に見合った情報を幾つか印刷し、複数の情報を提供したうえで利用者や家族が選択できるようにしている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	法人が作成している規定に定めている個人情報の取扱いに基づき管理保管を行っている。職員不在時、夜間は事務所の施錠をしている。個人デスクや書庫は施錠できるものを使用している。	○	法人作成の個人情報保護規定に基づき、個人情報の管理・保管を適切に行っている。
苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	法人が作成している規定集、管理運営要項にて手順を定めている。苦情内容は全職員へ周知、回覧し、要因分析、再発防止策について協議をし、改善や再発防止をしている。年に2回、法人の第三者委員会へ提出し委員からの意見についても共有している。	○	法人作成の規定集及び管理運営要項に基づき、報告手順等を定め適切に対応している。苦情内容を全職員に共有し、要因や再発防止策について意見交換し、必要に応じて勉強会を実施して改善に努めている。	
業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。						
事業目標	高齢者の生活歴や強みを最大限に活かし、心身共に自立した生活が送れるよう支援する			マネジメント新規者については、全ケース、相談記録(中部独自のテンプレート使用)、基本チェックリスト、疾患別シートの情報を添付し3職種から意見を得ている。3職種の意見を踏まえ、情報提供や働きかけをし利用者が課題や目標を理解し、自立した生活が営めるよう支援をしている。社会資源マップや地域の資源の情報等のインフォーマルサービスにも着目し、サービス卒業後もサロン活動等の地域活動が継続できるよう支援を行っている。		保険給付サービスから地域活動等のインフォーマルサービスに移行後もモニタリングで利用状況や身体状況の変化等を確認している。	
数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.3 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 30 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 8 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1 % (109 人 / 9156 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 20 件 ケアマネジメントC請求件数 2 件			
介護予防 ケアマネ 業務	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	◎	マネジメント対象者については、全職員で情報を確認し3職種の意見を確認したうえで、情報提供や提案を行っている。サービス卒業、Cプラン、療法士等派遣事業活用(3職種意見を交わして療法士等派遣事業を利用した件数)、短期集中、サロン紹介してサービス利用が発生しなかったケース、耳ハート等分類分けし、毎月の包括会議にて共有と見える化している。	○	ケアマネジメント対象者の一覧をデータ化し、アセスメント内容等もデータ内から確認できるようにしており、作成した資料等が効率的に共有され、多職種の意見を参考に効率的な取組みを行っている。継続的な給付サービス利用によらない支援を分類化することで、多様なサービス利用の視点を持って参考とするケアプランを確認できている。	
	②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 六軒屋指定居宅介護支援事業所 (第1位の事業所名) [占有率27%] 介護予防支援 上条ケアプラザ・グリーン (第1位の事業所名) [占有率14%]			
	③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	再委託ケース対応のフローチャートを作成している。サービス開始前に情報を共有し、サービス担当者会議前に必ず計画書原案を確認し、助言や提案を行う。サービス担当者会議へ出席し改めて本人の状態を確認したうえで再確認している。委託担当は決めているが、情報については朝礼や夕礼、包括会議時に全職員で共有をしている。	○	再委託時の確認事項等をフローチャートにより管理し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。	
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	春日井市療法士等派遣事業の活用数が増え、専門職からの意見を踏まえて適切なマネジメントができるようにしている。中部独自で作成した社会資源マップを活用し、サービス利用せず地域活動への参加のみで自立した生活を営むことができている利用者が増えた。かすがいねっと連絡帳(ほうれんそう中部)を活用し、居宅介護支援事業所にも社会資源の情報を共有し、インフォーマルサービスの活用に繋げている。	○	療法士等派遣事業によりセンター職員にはいない専門職の助言を活かし、資源マップを作成して利用者が支援を受けるイメージを持てるよう意識して利用者支援を行っている。	

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
				具体的な取組内容等	◎○△	評価内容	
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	複合的な課題を抱える世帯に対し、早期発見や早期対応ができるネットワークをつくる		かすがいねっと連絡帳に圏域の社会資源の情報を添付し関係者へ周知している。地区の民生委員協議会には毎月参加し、地域関係者のもとへ定期的に出向き(上条地区は毎月会議に参加している)顔の見え関係を継続し、その場で相談が受けられる体制を作っている。総合相談受付フローチャートを作成し、複合的な課題を抱える世帯情報は一覧にまとめ関係機関を見える化し、毎月の包括会議の際にセンター内で今後の対応についても意見を交換し、ネットワークを構築している。		センターで作成した総合相談受付フローチャートを用いて情報をまとめ、センター内会議で多職種による検討を行っている。	
	数値目標	相談割合 計画 30 %	3(3)ウ	18.9 %	相談数 1731 / 高齢者数 9156		
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	◎	中部地区集まり・お助けマップ(サロン編、店舗編)を作成し、実際に協力や情報提供いただいた店舗には定期的に出向き情報を更新している。協力いただいた店舗にもマップを配布し、地域の支援関係者や圏域の居宅介護支援事業所等にも直接の配布やかすがいねっと連絡帳に情報を添付し情報の発信と共に連携する方から連絡や相談が入る体制が整っている。	○	時間帯別の客層など利用者目線の気になる情報を記載して地域資源や協力店舗マップを作成し、高齢者の利用に繋がるとともに高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりが見える化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な生活課題を抱える世帯状況把握シートを作成し、関係機関の見える化と今後の対応や家族支援については毎月の包括会議で職員全員で共有と協働で行い常に連絡を取り合っている。各機関のリーフレットや、家族介護者の相談や集まりのチラシを持参し必要に応じて案内等を行っている。	○	複合的な課題をデータで一覧とし、課題等の項目を管理し、必要な関係機関と連携して支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		アセスメントの状況に応じて、重層や認知症初期集中支援チーム等の適切な相談機関へ相談し、より多くの意見や助言を得たうえで支援体制を整えている。	○	地区民生委員児童委員協議会で地域の高齢者の情報や支援が必要な高齢者の把握を行い、適切に必要な支援につないでいる。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	常に権利擁護の視点に立ち必要な支援に繋ぐ。虐待の早期発見、再発防止についてはICTを活用し関係機関と連携を図る		介護ストレスチェック・不適切介護気づきチェックシートを活用し、現状をより把握し、今後の支援に活かしている。今後の対応(終結後の対応)、養護者支援の有無、かすがいねっと連絡帳使用の有無等は表で管理し見える化している。かすがいねっと連絡帳を活用しこまめに情報共有しているケースが増えており、関係者間の意識を高めたうえで早期発見や再発防止に努めている。		介護ストレスチェック・不適切介護気づきチェックシートを活用し、養護者の介護負担に早期に対応できるよう取り組んでいる。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	◎	虐待通報(相談)ケースについては、朝礼や夕礼、包括会議の際に情報共有し、全てのケースを表で管理している。対応方針についても見える化しており、養護者支援においても介護ストレスチェック・不適切介護気づきチェックシートを活用し、該当点数を表で管理。活用方法については社会福祉士より全職員へ周知し、勉強会でも実際の事例を通じて全員が同じ認識で支援できるようにしている。	○	虐待対応の進捗管理一覧とは別に、養護者支援の必要性が高いケースを一覧で管理し、介護負担等に必要な支援を行うことで再発防止に取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	本人や家族の他、ケアマネジャーにも権利擁護センターが行う活動を紹介している。必要に応じて、権利擁護センターと同行訪問し必要性や役割分担を共にしている。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	警察や身近なところから入る特殊詐欺被害の状況や消費者被害の情報はセンター内で、朝礼や夕礼時に周知し利用者にも呼びかけを促している。包括新聞でも周知や啓発をしている。又、毎月の民生委員協議会へ出席の際に民生委員にも周知し情報交換や、新たな詐欺被害が発生した際に報告がもらえる体制を作っている。	○	民生委員児童委員から受けた地域での消費者被害の情報を利用者やセンターが参加した地域住民が集まる場で周知し、消費者被害防止の啓発をしている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		かすがいねっと連絡帳を活用し関係者間で情報発信ができるようになった。新人職員もいるため、チェックシートの活用方法や虐待対応の流れについて今一度勉強会を通じて確認したり共有する機会を作っている。	○	新入職員も含めてチェックシート等の活用方法や虐待対応の流れについて勉強会を実施し、職員間で対応の平準化を図っている。

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	地域包括ケア実現に向けて、介護支援専門員と医療関係者(主治医、訪問看護)との連携が強化できるよう支援する			中部圏域の介護支援専門員が抱える課題や希望を確認のうえで、居宅介護事業所、サービス事業所と協働で研修会を企画。12月3日に中部圏域の居宅介護支援事業所向けに、「ケアマネジメント業務における医療連携について」をテーマに中部包括合同主催で研修会を開催する。終末期と平時のケアについて、訪問看護ステーションの講師から講義と、グループワークで意見を交わし、今後の連携が効率的に行われるように支援している。		ケアマネジャーが抱える課題を把握し、必要な研修や連携の機会をつくっている。
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	介護支援専門員が抱える課題や支援困難ケースに対しては、主任介護支援専門員を中心に助言や協働で支援を行い、必要に応じて同行訪問や支援関係機関の調整を行っている。	○	困難事例はセンターが調整や後方支援し、ケアマネジャーが多様な関係機関と連携できるよう支援を行っている。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	◎	支援が困難なケースについては、センター内で協議し、生活支援課や権利擁護センター等、幅広い機関との連携や調整を役割分担しながら繋がりが続けられるよう支援している。12月3日に中部圏域の居宅介護支援事業所向けに、「ケアマネジメント業務における医療連携について」をテーマに3居宅介護支援事業所と中部包括合同主催で研修会を開催する。終末期と平時のケアについて、訪問看護ステーションの講師から講義と、事例を通じたグループワークにて、制度の理解を改めて再確認し、今後のマネジメントの適正や効率性がより強化ができる内容としている。	○	地域の主任ケアマネジャーが中心となりケアマネジャーが抱える課題を把握・検討し、センターも協働して研修を実施している。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		圏域の居宅介護支援事業所より、支援困難事例や保険制度上の制度の事での相談が増えている為、同行訪問し現状を確認したり必要な関係機関へ繋ぐ支援を行った。また介護保険制度上の相談についても適切に説明や助言を行った。	○	同行訪問によりケアマネジャーへの後方支援の内容を検討することで、連携の調整に効果的な取組みとなっている。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域住民が我が事として自主的に地域課題に対して解決や、地域活動が行えるよう地域福祉コーディネーターと協働で課題解決に向けての取組みを行う。			個別課題、地域課題があがった際には、地域福祉コーディネーターと常に情報共有をし、共に地域関係者のもとへ出向いたり打ち合わせの場を作っている。地域ケア会議のイメージ図や、他地域での活動状況を活用して地域住民が我が事とし認識をしていただいたうえで地域ケア会議への参加や地域協議会への参加をしていただける体制を整えている。		把握した課題を地域福祉コーディネーターと共有し、課題解決に向けて住民が主体的に参加、検討していけるよう地域ケア会議の開催に向けて協働している。
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 4回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 3回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議につながった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 0件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	◎	会議開催時には記録をとり、会議後に参加者へフィードバックしている。会議前後に、関係者の一部へ根回しや報告も欠かさず行っているため参加者の意識も向上し会議前後の取組状況の共有もできている。地域ケア会議開催後は、地域福祉コーディネーターと関係者のもとへ出向き今後の取組について相談や調整を行っている。相談会等の立ち上げたサロンに関しては定期的に顔をだし、参加者の状況等を把握しサロンの活性化に努めている。上条地区は毎月関係者のもとへ顔を出し、今まで関りが殆どなかった下条地区、小野地区に関してもサロン関係者への連絡や打ち合わせを重ね、地域の店舗(スターバックス)に対しても顔をだし今後についての展開を検討している。	○	地域ケア会議に初めて参加する者には事前に地域ケア会議の仕組みや目的を説明し主体的に参加できるよう取り組むとともに、会議後は議事録を送付して内容や今後の開催予定の共有を行っている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	◎	中部圏域の多くの関係者と今後協力対応してもらえそうな関係者について地域福祉コーディネーターと何度が打ち合わせを重ね参加者を選定。新たな活動報告の発表に加え、薬剤師会会長からの話、既存の地域活動についての取組や現状発表の内容も盛り込み開催を予定している。地域ケア会議等で関わりのある介護支援専門員にも参加してもらいグループワークの時間を設け意見を表出できる場も設ける。	○	グループワークの方式で、テーマや地域特性に応じたグループ分けを行い、センター職員がファシリテーションすることで、参加者が意見を表明しやすい取り組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		今まで関わりのなかった地域や企業とのコラボができるようになり、地域関係者の意識を高める事ができている。地域関係者からの相談も増えている。既存のサロンにも定期的に顔を出し、現状や課題の把握をし、課題があがった際には地域福祉コーディネーターと今後の対応を検討している。	○	地域ケア会議で創出された活動に定期的に状況確認を行い、状況に応じた助言など必要な支援を行っている。

※ 具体的な取組み: 事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入

特記事項
データ入力作業の時間を要しているが、各業務の相談者や地域資源など、センター業務全体でデータ管理し、センター職員の誰もが情報にアクセスできるようにしており、今後はデータを分析するなど業務の改善や拡充などに活用できる状況となっている。

令和6年度 地域包括支援センター事業評価項目

地域包括支援センター名：地域包括支援センター西部

	評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄	
					具体的な取組内容等	◎○△	評価内容
運営体制	市の方針の理解	実施要綱、運営方針の内容を全ての職員が理解している。		○	実施要綱、運営方針をミーティング時に全職員で共有して、業務を行っている。いずれもファイルに保管し、常に確認できるようにしている。中途採用者に対しても同様に説明を行っている。	○	年度当初にミーティングで全職員で確認し、事務室に保管し、常に確認できるよう取り組んでいる。
	事業計画の策定	策定した事業計画の目標と達成状況を適時確認している。 <u>非常災害や感染症の発生に備え、業務継続計画の見直し及び訓練を実施している。</u>	3(1)ア	○	・事業計画は、事業所内に掲示し常に確認が行えるにしている。実行計画表を作成し、毎月のミーティングで達成状況を確認している。 ・BCP業務継続計画書を作成し、全職員に配布しミーティングで内容を共有し、備蓄品を確認し揃えている。計画書は個々が保管しいつでも見られるようにしている。7月に鷹来包括と合同でBCP机上訓練を実施。11月には訓練を予定している。訓練後に反省会を通じて、手順や備蓄品の見直しをしていく。11月は鷹来と合同でCM交流会を開催し、CMと民生委員向けにBCP机上訓練を実施予定。	○	月単位の予定表を作成し、毎月のミーティングで進捗状況を確認している。非常災害に備え、訓練の実施及び見直しをする予定である。
	職員配置	春日井市地域包括支援センター運営及び人員に関する基準を定める条例に規定する人員基準を遵守し、地域包括支援センター人員配置評価基準のとおり三職種を配置している。	3(1)イ	△	三職種は欠けることなく配置しているが、人員基準は満たすことができていない。人員基準を満たせるよう募集を行っている。	△	条例に規定する人員基準は遵守していたが、人員配置評価基準を満たしていない期間がある。
	人材育成	支援センター内で研修等を実施し、職員の資質向上の取組みを行っている。	3(1)ウ	○	・社会福祉士研究会で作成された新入職員業務確認表を用いて、新入職員教育に活用している。専任の教育担当が定期的に面談を行い、進捗状況を確認し、個々のペースに合わせて指導をしている。 ・新人に限らず職員が研修に参加し、研修内容は全職員にミーティングで伝達講習を行っている。各職種別研究会の内容もミーティングで共有している。 ・法人独自の能力評価表を用い、レベル別の求められる能力や果たすべき職務を確認、目標設定や評価を定期的に行っている。	○	新規配置職員には、社会福祉士研究会で作成された新入職員業務確認表を活用し、教育担当が振り返りや助言等を行っている。法人の能力評価表を用いてスキルアップ項目を定め、定期的に評価と振り返りを行っている。研修参加後は、センター内で伝達研修を実施し、効率的に全職員の資質向上に取り組んでいる。
	地域との連携	地域住民等へ支援センターの周知・啓発活動を行っている。	3(1)エ	○	・今年度から「目からウロコだより」を年4回の発行に変更した。医療機関や店舗への配布、町内会での回覧は継続し、包括の周知、情報発信を行っている。 ・サロンへの定期訪問は、地域ニーズを把握する機会として継続している。新たな地域で、定期訪問するサロンが1か所増えた。包括の案内や消費者被害防止等の注意喚起等を行うことで、相談しやすい関係づくりに繋がっている。	○	医療機関や店舗、町内会にセンター便りの配布を依頼し、センターの周知・啓発を行った。また、サロンへ定期的に訪問し出前講座を行うことで、センターの周知・啓発を行っている。
	公正・中立性の確保	常に対象者が自分の意思で決定できるよう支援している。	3(1)オ	○	公正・中立の立場であることを職員全員が理解し、複数の選択肢を提案することで、常に対象者が自分の意志で決定できるように支援を行っている。	○	ハートページやサービス事業所のチラシ等を提示し、利用者の意思で選択・決定できるように支援している。
	個人情報の保護	個人情報の管理・保管を適切に行っている。	3(1)カ	○	ISO27001に即した情報保護・管理システム体制に基づき、情報を厳重に管理する。本システムを適宜見直し、継続的に改善し、定期的に職員教育を行っている。	○	法人作成の情報保護・管理システム基本方針に基づき、適切に個人情報の保護及び管理を行っている。
	苦情対応	苦情内容から課題を抽出し、改善を行っている。	3(1)キ	○	受付担当者をセンター長とし、苦情を受けた場合には、速やかに対応策について法人管理者とも検討する体制となっている。対応内容の記録を作成し、市へも記録の写しを提出し再発防止に努めることとしている。今年度も苦情をうけていない。	○	法人作成のマニュアルに基づき適切に対応し、内容を記録したうえで、法人管理者と改善策を検討する体制が整っている。
介護予防ケアマネジメント業務	業務推進の指針	春日井市介護予防ケアマネジメント実施手順に従い、高齢者自身の意欲を引き出し、利用者本人及びその家族が課題と目標を共有した上で、自立に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。					
	事業目標	春日井市介護予防ケアマネジメントマニュアルに従い、利用者本人、ご家族とともに目標を共有して高齢者自身の意欲を引き出し、自立に向けた支援を行う。			疾患別ポイントシートを持ち歩き、アセスメント時に活用している。プラン作成前は疾患別ポイントシートをもとに、状態像に合わせたサービス提供ができるよう多職種で検討している。作成後は、三職種で見立てた共有シートにおいてプランチェックを行い、自立した生活や目標達成に向けたプラン作成ができるよう取り組んでいる。作成したプランは、全職員で共有し、新人職員の教育、新たなプラン作成時の参考となるようにしている。		疾患別ポイントシートを活用することで、病状管理の状況を把握し、自立支援に資するケアマネジメントを適切に実施している。
	数値目標	第1号介護予防支援利用割合 計画 1.5 % 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 計画 35 件 ケアマネジメントC請求件数 計画 7 件	3(2)		第1号介護予防支援利用割合 1.7 % (137 人 / 7966 人) 介護予防ケアマネジメント初回加算算定件数 28 件 ケアマネジメントC請求件数 1 件		
	介護予防ケアマネジメント	①センター内の多職種の助言を踏まえて支援内容を検討し、参考となるケアプランを項目ごとに分類して参照できるようにしている。	3(2)ア	○	三職種で内容を確認し、共有シートに記録している。最終プラン立案後は、作成者の気づきも記載して回覧し、項目ごとに分類して保管し、参照しやすいようにしている。	○	三職種の意見を追加したケアプランを利用サービスごとに分類し、経験が少ない職員が課題や目標設定を参考にできるような管理している。
		②委託状況を管理し、特定の事業所に偏りなく委託している。	3(2)イ		第1号介護予防支援 (ケアプラン悠) [占有率 16 %] 介護予防支援 (介護支援センターグレイスフル春日井) [占有率 17.6 %]		
		③一部業務委託する居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの実施状況を確認している。	3(2)ウ	○	毎月の実施報告の際の状況報告を確認し、モニタリング状況を確認している。必要時、委託先居宅介護支援事業所と相談しながら支援し、実施状況の確認を行っている。	○	毎月の実績報告でモニタリング状況を確認し、必要に応じてケアマネジャーに助言等を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(2)	1	・専門職カンファレンス開催後は、ミーティングで共有し意見交換を行っている。発表したケースは、助言内容を取り組み、意見交換を行いプランの再検討を行っている。 ・疾患別ポイントシートを活用し、シートをプランと一緒に包括内で回覧や内容の確認を行い、多職種からの助言を受け、プランに反映している。	○	専門職カンファレンスの事例や助言について、センター内で意見交換を行うことで、資質向上を図る効果的な取組となっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
総合相談 支援業務	業務推進の指針	支援センターが、その基盤的役割である総合相談を実施し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、支援のネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。					
	事業目標	総合相談を実施するため、社会資源の把握、関係機関との連携を行い、圏域内の住民のニーズ把握を行う。		・ふれあい交流マップ、目からウロコ便りの配布は、職員が出向き顔を合わせる機会として活用している。医療機関薬局、店舗等へ35か所程に設置し、見守りネットワーク体制を構築している。圏域内のCMに対しても、かすがいねっと連絡帳を用いて、ふれあい交流マップと目からうろこ便りの情報を更新のたびに共有している。 ・サロンに定期的に出向いたり、民生委員協議会に出席する事で、相談しやすい機会を増やしてニーズを把握した。		センター便りの設置依頼とあわせ、地域活動の場所に出向くことで顔の見える関係が維持され、多様な周知活動に取り組んでいる。	
	数値目標	相談割合 計画 40 %	3(3)ウ	22.0 % 相談数 1751 / 高齢者数 7966			
	相談支援	①地域の高齢者を連携して見守る関係機関をマップや一覧等で「見える化」し、連携する者からセンターに情報提供される体制が整っている。	3(3)ア	○	社会資源情報を見える化した「ふれあい交流マップ」を医療機関へ配布し、連携の体制を整えた。職員は常にマップを携帯し、総合相談で訪問時に活用し、プラン作成に反映している。	○	センター便りに便りの設置先を掲載することで、高齢者を連携して見守る関係機関同士のつながりを見える化し、連携する関係機関から情報提供される体制も整っている。
		②複合的な生活課題を抱える相談があった際は、相談を受け付け、多機関と連携・協働して家族介護者支援等適切な支援を行っている。	3(3)ウ	○	複合的な課題を抱えるケースは、2名体制で対応し、関係機関との密な連携を図り支援を行っている。また、かすがいねっと連絡帳も活用し、スムーズな情報共有に努めた。認知症初期集中支援チームと連携し、早期支援介入を行い家族介護者の支援も行っている。	○	複合的な課題があった際には、かすがいねっと連絡帳の活用やカンファレンスを実施することで、関係機関と密に情報共有して協働して支援を行っている。また、認知症初期集中支援チームと連携し、早期介入及び家族介護者の支援を行っている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(3)		・複合的な課題を抱えるケースは、多機関とのカンファレンスを積極的に行い、支援内容を検討している。 ・新規相談受付後、サービス利用に繋がらなかったケースも定期的に連絡し、状態の把握や必要な支援を行っている。	○	対象者の状況に応じて途切れのない支援を行っている。	
権利擁護 業務	業務推進の指針	高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するために必要な権利擁護に関する事項について、支援センターが関係機関の中心的存在としてその役割を果たしていく。					
	事業目標	高齢者の尊厳ある生活を保持し、地域関係者と協力し、高齢者虐待、消費者被害等を未然に防ぐことができる地域づくりを目指す。		定期的に地域のサロン出前講座に出向き、消費者被害防止等の啓発活動を行い、未然に防ぐことができる地域づくりを行っている。また、消費者被害防止、成年後見制度の啓発は、地域関係者と協力し、目からうろこ便りやかすがいねっと連絡帳を用いて情報発信、情報共有を行い、地域での連携体制を構築した。		出前講座実施時や、センター便り、かすがいねっと連絡帳を活用し、地域住民や支援者に積極的に情報発信を行い、消費者被害の未然防止に取り組んでいる。	
	虐待対応・養護者支援	虐待防止・再発防止の視点を持ち、職員間で対応方針を共有し、支援している。	3(4)ア	○	虐待発生の懸念のあるケースについて随時共有し、職員間で虐待防止の対策や対応方針を検討・統一している。緊急時等に漏れなく対応ができるよう、常に2名体制で管理、対応している。家族への支援を含め、必要な支援の提供や見守り体制の検討を行うため多機関と連携し、必要時はカンファレンスの開催を行っている。	○	相談事例の報告時に虐待発生の懸念をミーティングで検討し、職員全員が把握して虐待を見逃さない体制ができています。また、再発防止のため、ケアマネジャーに引継ぎや情報共有を密に行い、ケアマネジャーが再発防止の支援を行えるよう取り組んでいる。
	成年後見制度等の活用	高齢者・障がい者権利擁護センターが行う成年後見制度等の周知・啓発活動を確認し、担当区域内での活動を支援している。	3(4)イ	○	権利擁護センターの案内やエンディングノートを窓口を設置している。包括の窓口を設置していることは、圏域内の居宅介護支援事業所にはかすがいねっと連絡帳にて、地域住民には「目からうろこだより」にて掲載し周知した。訪問時に持参して必要な方にはお渡しし、エンディングノートの記入時に支援が必要な場合は対応している。よろず相談会(出張相談会)開催中は、エンディングノートを設置し配布した。	○	センターの活動で終活サポートや成年後見制度の周知啓発を行い、要望があれば権利擁護センターへつなぎ、周知啓発活動を支援している。
	消費者被害の防止	地域の関係者と協力し、ICTも活用しながら消費者被害を未然に防止する取組みを行っている。	3(4)ウ	○	かすがいねっと連絡帳を活用し、圏域内の居宅介護支援事業所へ消費者被害防止チラシや、社会福祉士研究会で作成した生活困窮者支援フローチャートを送信し情報の発信に努めた。	○	かすがいねっと連絡帳を活用することで、消費者被害に関する情報をケアマネジャー等関係者にタイムリーに発信することができ、被害のおそれのある利用者に迅速に対応できる効果的な取り組みとなっている。
その他、特に重点的に取組んだ事項		3(4)		・CMと民生委員が参加する11月のCM交流会でエンディングノートの周知、配付をする。今後、サロンでの周知や書き方のサポートを計画している。 ・鷹来包括との合同ミーティングで虐待防止委員会を開催し、「虐待の芽チェックリスト(包括職員用)」を作成し10月に実施した。集計後、全職員へのフィードバックを行う予定。今後定期的実施していく。職員への対応について振り返りと共有の場とし、適切な対応の検討につなげている。	○	隣接しているセンターと合同で虐待防止委員会を開催し、センター職員用の「虐待の芽チェックリスト」を作成し活用することで、対応の振り返りや適切な対応へ効果的な取組となっている。	

評価項目	評価内容	運営方針 項目番号	地域包括支援センター記入欄		市記入欄		
			具体的な取組内容等	◎○△	評価内容		
包括的・継続的ケアマネジメント業務	業務推進の指針	高齢者へ切れ目のない支援を行うため、介護支援専門員の行うケアマネジメントを支援するとともに、地域内で介護支援専門員が多様な関係機関と連携して利用者を支援できる環境を整備する。					
	事業目標	高齢者の切れ目のない支援を行う為、介護支援専門員の後方支援を行い、多様な関係機関と連携して利用者の支援が行えるように環境整備を行う。		定期的に研修を企画し、地域の居宅介護支援事業所の資質向上や交流の機会を持つことができた。支援に必要な関係機関との橋渡しを行う等、利用者の支援体制の構築に向けて後方支援を行った。	○	利用者の支援体制の構築に向け、連携が必要な関係機関と士を繋げることでケアマネジャーの後方支援を行っている。	
	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	多様な関係機関・関係者と連携できるよう、介護支援専門員を支援する取組みを行っている。	3(5)ア	○	・主任ケアマネ研究会にて、居宅介護支援事業所における高齢者虐待防止の推進研修、多様化・複雑化する課題に対応するための研修会を行い、圏域内の居宅介護支援事業所へ参加を呼び掛けた。 ・かすがいねっと連絡帳で圏域内の居宅介護支援事業所へ定期的に研修案内を配信した。 ・困難ケースは多機関でカンファレンスを開催し、専門機関と連携が図れるよう支援した。	○	圏域内の居宅介護支援事業所に主任ケアマネ研究会が開催する研修の参加を促した。また、支援困難事例は、カンファレンスを開催するなど関係機関と連携できるよう支援している。
	介護支援専門員に対する支援	介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員に必要な情報提供、研修の実施を地域の主任介護支援専門員と協働して行っている。	3(5)イ	○	・包括鷹来と11月に合同で介護支援専門員と民生委員との交流会でBCP机上訓練を行い、災害における地域の課題や情報が共有できるようにする。交流会でエンディングノートの周知、配布をする。 ・ふれあい交流マップや各職種別研究会で作成した資料をかすがいねっと連絡帳で圏域内のCMIに共有し活用を促している。	○	ケアマネジャーと民生委員児童委員を対象とし、共通で話しがしやすい防災をテーマにした検討を行うことで、話し合いの中でお互いの役割や視点を理解し、連携が図れるよう工夫して企画して、交流会の実施を予定している。かすがいねっと連絡帳を利用することで、社会資源マップ等をいつでもケアマネジャーが活用できるよう取り組んでいる。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(5)		支援困難事例に対しては、包括が主体となりケースカンファレンスを開催したり、同行訪問や役割分担を行い、ケアマネジャーの後方支援を行っている。	○	支援困難事例はセンターが主体となってカンファレンスを開催し、ケアマネジャーと支援方法を考えたうえで役割分担することで、ケアマネジャーの資質向上を目指している。
地域ケア会議開催業務	業務推進の指針	地域ケア会議運営マニュアルに沿って、地域生活課題を地域内の住民や地域活動を行う者が共有し、地域内で実現できる課題解決の取組みを検討する。					
	事業目標	地域課題を住民や活動団体と共有し、地域福祉コーディネーターと連携しながら、参加者が主体となって取組み創設ができるように支援する。		地域住民、町内会長、地域福祉コーディネーターと連携し、牛山町と西屋・四ツ家町、西高山町のそれぞれのニーズに合わせた取組みを3つ創設した。サロンが継続できるように、課題や工夫している点などを共有し意見交換をした。		かすがいねっと連絡帳を活用し、地域福祉コーディネーターと情報共有及び連携を図り、ニーズに合わせて取組みを創設している。	
	数値目標	地域ケア個別会議開催回数 計画 2回 地域協議会開催回数 計画 2回	3(6)		地域ケア個別会議開催回数 2回 地域ケア会議開催回数 2回 地域協議会開催回数 2回 地域ケア個別会議のうち、地域ケア会議に繋がった回数 2回 地域ケア会議参加者が主体となる取組が創設された件数 2件		
	地域ケア会議	会議での検討事項、決定事項及び参加者が継続して検討するのに適切な期間を考慮した今後の開催予定を参加者全員が共有している。	3(6)ア 3(6)イ	○	・会議参加者に事前に検討事項を伝え、当日までに検討してもらい、スムーズな意見交換が行えるように努めた。 ・会議での検討事項、決定事項、次回開催については報告書にまとめ、送付することで、課題の共有を行っている。	○	事前に参加者に検討事項を説明し、会議後は報告書を送付して内容や今後の開催予定の共有を行っている。
	地域協議会	多くの地域住民が参加し、近隣地域の住民互助活動を知って自らの意見を表明できるよう開催している。	3(6)ウ	○	10月に開催し、今年度創設した3つの取組み発表、今までの取組みの活動報告をした。地域住民、サロン関係者、町内会長等が参加し、活動が継続できるように情報の共有、意見交換を行った。	○	参加者全員が相互に顔が見える配席となるよう会場設営を工夫し、参加者が意見交換しやすい取組みとなっている。
	その他、特に重点的に取組んだ事項		3(6)		地域福祉コーディネーターと役割分担し、年間計画を立案し実施した。地域福祉コーディネーターと包括それぞれが把握している地域の情報やニーズをすり合わせ、かすがいねっと連絡帳も用いて密に情報共有することで、3つの取組み創設に繋がった。	○	年度当初に地域福祉コーディネーターと年間計画表を作成し、密に情報共有を行い、役割分担を行うことでスムーズなサロンの立ち上げにつながっている。

※ 具体的な取組み:事業目標達成に向けて、取組んだ事柄を具体的に記載する。

以下市が記入
特記事項